

平成 14 年度

包括外部監査の結果報告書

金沢市包括外部監査人

柏 野 博 英

選定した特定の事件

1、 委託料

2、 企業局

(ガス事業)

(水道事業)

(発電事業)

(公共下水道事業)

目 次(委託料)

第 1 章 監査の概要	1
第 1 節 監査の種類	1
第 2 節 選定した特定の事件	1
第 3 節 事件を選定した理由	1
第 4 節 監査の対象とした委託料の範囲	1
第 5 節 監査要点	1
第 6 節 監査手続	1
第 7 節 監査の実施期間	1
第 2 章 監査の結果	1
第 1 節 委託料の概要	1
第 2 節 監査の結果の総括	1
第 3 節 監査の結果(各課共通)	1
第 1 項 同一案件同一業者継続落札	1
第 2 項 不調随契	1
第 3 項 実行委員会等への委託	1
第 4 項 外郭団体への委託料の精算手続きと契約書の表示	1
第 5 項 建物構築物等の外郭団体への管理委託	1
第 6 項 財団への委託時の事務手数料	1
第 4 節 監査の結果(各課個別)	1
第 1 項 商業振興課	1
第 2 項 都市計画課(一部生活道路整備課含む)	1
第 3 項 用水・みち筋整備課	1
第 4 項 観光課	1
第 5 項 生涯学習推進課 (公民館その 1)	1
第 6 項 生涯学習推進課 (公民館その 2)	1
第 5 節 監査の結果(企業局個別)	1
第 1 項 熱量変更センター(ガス事業)	1
第 2 項 お客さまセンター(ガス及び水道事業)	1
第 3 項 エネルギー課(ガス事業)	1
第 4 項 建設課(公共下水道事業)	1
第 3 章 監査の結果に添える意見	1
第 1 節 同一案件同一業者継続落札	1
第 2 節 設計と監理	1

第3節	契約書の再委託禁止条項等	1
第4節	委託業務の見積書	1
第5節	施設建物構築物の設備保守管理等の一元化	1
第6節	随意契約の理由	1
第7節	長寿福祉課	1
第8節	スポーツ振興課	1
第9節	瑞樹団地建設事務所	1
第10節	企業局	1
第4章	利害関係	1

(注)

本報告書では、単位未満の金額は切り捨て表示している。本報告書の表は端数処理の関係で、総数と内訳が一致していない場合がある。

第1章 監査の概要

第1節 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第2節 選定した特定の事件

委託料について

第3節 事件を選定した理由

金沢市が支出する委託料は、平成 13 年度において約 204 億円に達し、委託先も多岐にわたっている。委託の業務は行政の拡大によって、多くの部署から継続的に発生している。委託の方法は入札または随契によるが、入札は公共工事では入札適正化法の施行後金沢市においても改善策が実施され入札事務の適正化が図られているが、委託料には及んでいない。また委託の内容面から随契が採用されることも多い。これらが適切に執行されているかどうか監査することは重要と判断し選定した。

第4節 監査の対象とした委託料の範囲

平成 13 年度において金沢市の一般会計及び特別会計から支出された委託料、金沢市企業局(ガス事業特別会計 水道事業特別会計 発電事業会計および公共下水道事業会計)から支出された委託料及び中央卸売市場特別会計と病院事業特別会計から支出した委託料

なお監査の対象とした部局及び課は以下のとおりで個別の委託契約としては 50 万円未満のものを除いている。

部局名	課名	部局名	課名
環境部	環境総務課	都市政策部	広報課
議会	議会事務局総務課		金沢 21 世紀美術館 建設事務局
教育委員会	生涯学習推進課		施設整備課
	健康教育課		文化政策課
	スポーツ振興課		企画調整課
	玉川図書館		交通政策課
	泉野図書館		情報政策課
	市立工業高等学校 事務局	土木部	用水・みち筋整備課
	教育総務課		生活道路整備課
経済部	商業振興課		河川課
	中央卸売市場事務局		瑞樹団地建設事務所

	観光課		道路建設課
建設部	緑と花の課	農林部	保健衛生課
	都市計画課		農林基盤整備課
	駅周辺整備課		農林総務課
	再開発課	福祉保健部	こども福祉課
市民生活部	市民課		長寿福祉課
	労働福祉課		介護保険課
市立病院	市立病院事務局		駅西福祉保健センター
総務部	管財課		福祉総務課
	資産税課		障害福祉課
	市民税課		

地方公営企業	課 名
金沢市企業局	経営戦略室 企業総務課 熱量変更センター - 営業開発課 料金課 お客さまセンター - 建設課 エネルギー課 水管理課

第5節 監査要点

下記の事項に留意して監査を実施した。

- ・ 入札手続の合規性、妥当性
- ・ 随意契約手続きの合規性、妥当性
- ・ 委託料精算事務の合規性、妥当性
- ・ 委託先として適切か
- ・ 委託の有効性 効率性 経済性

第6節 監査手続

各担当課より委託料に関する説明を求め概要を聴取し、委託料の支出負担行為伺い等の申請書類 執行手続き書類 精算に関する書類を閲覧し検討した。さらに委託先である外郭団体の関係者にも質問し、関係書類の提出を求めた。

上記の監査手続きは平成 13 年度を基本とし必要に応じ、現況及び過年度分に遡及した。

第7節 監査の実施期間

平成 14 年 7 月 3 日から平成 15 年 1 月 31 日まで

第2章 監査の結果

第1節 委託料の概要

金沢市が支出する委託料は平成13年度において、一般会計及び特別会計合計165億円、地方公営企業会計39億円であり、一般会計では、支出総額の7.9%、企業局のガス事業会計で7.4%、水道事業会計で3.2%、発電事業会計で1.5%、公共下水道事業会計で5.4%となっている。委託の契約件数は、一般会計及び特別会計あわせ4,983件、地方公営企業会計で331件（企業局235件）であった。

以下に平成11年度から平成13年度までの推移を示す。

会計種別	会計単位	委託料（決算数値） 単位 百万円								
		H11			H12			H13		
		委託費	支出 総額	委託費 の割合	委託費	支出 総額	委託費 の割合	委託費	支出 総額	委託費 の割合
一般会計	一般会計	16,345	195,937	8.3%	14,672	186,471	7.9%	15,455	196,477	7.9%
特別会計	市営地方競馬 事業費	82	3,689	2.2%	77	3,385	2.3%	73	3,020	2.4%
特別会計	市街地再開発 事業費	106	935	11.4%	59	1,490	4.0%	57	3,280	1.7%
特別会計	土地区画整理 事業費	1,521	9,623	15.8%	1,074	8,722	12.3%	321	5,290	6.1%
特別会計	地域下水道費	27	116	23.2%	8	40	20.3%			
特別会計	公共用地先行 取得事業費	3	13,718	0.0%	2	4,969	0.0%	2	9,336	0.0%
特別会計	工業団地造成 事業費	1	958	0.1%	60	405	14.8%	66	2,955	2.2%
特別会計	農村下水道 事業費	40	464	8.5%	68	553	12.3%	55	614	8.9%
特別会計	住宅団地建設 事業費	263	3,800	6.9%	112	2,650	4.2%	66	1,495	4.4%
特別会計	駐車場事業費	110	168	65.6%	154	297	51.8%	58	209	27.6%
特別会計	国民健康 保険費	106	28,908	0.4%	195	29,687	0.7%	112	30,949	0.4%

会計種別	会計単位	委 託 料 (決 算 数 値) 単位 百万円								
		H11			H12			H13		
		委託費	支出 総額	委託費 の割合	委託費	支出 総額	委託費 の割合	委託費	支出 総額	委託費 の割合
特別会計	老人保健費	42	48,693	0.1%	47	44,247	0.1%	49	44,463	0.1%
特別会計	母子寡婦福祉 資金貸付事業費		39	0.0%		48	0.0%		43	0.0%
特別会計	介護保険費				212	14,613	1.5%	232	17,790	1.3%
一般会計										
特別会計		18,646	307,047		16,740	297,577		16,546	315,922	
合 計										

会計種別	会計単位	委 託 料 (決 算 数 値) 単位 百万円								
		H11			H12			H13		
		委託 費	支出 総額	委託費 の割合	委託 費	支出 総額	委託費 の割合	委託 費	支出 総額	委託費 の割合
地方公営 企業会計	ガス事業 特別会計	593	11,595	5.1%	953	12,816	7.4%	921	12,450	7.4%
地方公営 企業会計	水道事業 特別会計	425	14,911	2.9%	470	15,217	3.1%	501	15,704	3.2%
地方公営 企業会計	工業用水 道特別会 計	1	271	0.0%	7	63	11.7%	6	134	4.5%
地方公営 企業会計	発電事業 特別会計	29	2,018	1.4%	24	1,652	1.4%	24	1,567	1.5%
地方公営 企業会計	公共下水 道事業 特別会計	2,168	40,272	5.4%	2,606	35,907	7.3%	2,030	37,863	5.4%
地方公営 企業会計	病院事業 特別会計	267	6,907	3.9%	277	6,124	4.5%	310	6,331	4.9%

会計種別	会計単位	委託料(決算数値)単位 百万円								
		H11			H12			H13		
		委託費	支出総額	委託費の割合	委託費	支出総額	委託費の割合	委託費	支出総額	委託費の割合
地方公営 企業会計	中央卸売 市場事業 特別会計	428	3,206	13.3%	342	1,836	18.6%	130	1,492	8.7%
地方公営 企業会計	公設花き 卸売市場 事業特別 会計	13	89	15.2%	8	45	17.7%	6	58	10.0%
地方公営 企業会計 合計		3,923	79,268		4,687	73,661		3,927	75,598	

第2節 監査の結果の総括

委託料の執行につき各課共通の監査の結果を第3節に、各課個別の監査の結果を第4節に、そして企業局個別の監査の結果を第5節に記載する。

第3節 監査の結果(各課共通)

第1項 同一案件同一業者継続落札

監査結果

委託の契約は、入札又は随意契約の方法による(地方自治法 234 条)。委託の対象となる業務は、性質上每期継続的に行われる業務も多く、入札も同様に毎年度行われている。しかるに一つの委託業務につき受託可能な業者が複数存在する場合に入札を行っていないながら毎年度同一業者が継続して落札するケース(入札不調となり結果として同一業者と契約した場合も含む)が 164 件存在した。

そのような入札の中には、指名業者が固定している状況や、入札時の入札参加者の動向として過度に競争性が低下している入札状況が存在し、制度が形骸化している面がある。特に長期にわたる委託業務の特殊性から、受注の安定性及び受注シェアの安定性のみが際立っている。

入札制度の競争性を確保するため発注方法や指名基準等を見直すべきである(第3章 監査の結果に添える意見第1節参照)。

内 容

委託の契約は、入札又は随意契約の方法による(地方自治法 234 条)。委託の対象となる業務は、性質上每期継続的に行われる業務も多く、入札も同様に毎年度行われている。しかるに一つの委託業務につき受託可能な業者が複数存在する場合に入札を行っていながら毎年度同一業者が継続して落札するケースが多く見られる。そもそも入札は公共的な業務の発注行為における、受託者側の機会均等と委託者側の経済性(競争原理の導入)をともに図ろうとする仕組みであり、この制度の健全性の保持は、いずれの官公署においても重要な命題である。

金沢市においては、設備管理 清掃、警備、樹木管理などの分野で同一業者が長期にわたって毎年度継続的に落札し、落札価格も毎年似通っている事例は多数見られるので、平成 13 年度を含め、過去 3 年以上同一案件で同一業者が継続的に落札している委託事例を示す。

(単位 千円)

部	課	件 名	予算額
総務部	管財課	市庁舎清掃業務委託	43,622
		市庁舎設備機器運転監視及び空調設備保守点検業務	20,055
		市庁舎消防用設備等保守点検業務	7,424
		庁舎前広場ほか樹木等維持管理業務	3,917
		市庁舎電気設備保守点検業務	3,413
		金沢市長土堀交流館定期清掃業務	2,142
		リファール 2 階本町サービスコーナー等清掃業務	1,772
		市庁舎一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬業務	1,701
経済部	観光課	東山観光バス駐車場管理棟清掃管理業務	1,000
		近江町観光バス駐車場交通整理業務	1,900
農林部	農林基盤整備課	依地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	2,730
		三谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	3,100
		東原地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	2,680
		別所地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	3,260
		二俣地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	3,540
		薬師谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	2,960
市民生活部	市民課	金沢市役所支所、出張所庁舎清掃業務委託	2,990
		東斎場清掃業務委託	15,750
		東斎場前庭管理委託	5,229
		南斎場清掃業務委託	11,550
		南斎場前庭管理委託	3,308

部	課	件名	予算額
		南斎場外周緑地管理委託	6,773
福祉保健部	保健衛生課	野田山墓地旧墓地参道除草清掃等管理業務委託	2,900
		奥卯辰山墓地公園緑地管理業務	9,259
	こども福祉課	たんぼぼ園通園バス運行管理委託事業	5,260
		市立保育所定期清掃業務	7,065
	駅西福祉保健センター	駅西福祉保健センター庁舎清掃業務	23,625
駅西福祉保健センター設備機器運転および保守管理業務		25,904	
	障害福祉課	福祉バス運行管理業務委託	6,380
環境部	環境総務課	西部管理センター清掃業務	1,659
		西部管理センター樹木等維持管理委託	1,050
		東部管理センター清掃業務	1,436
		東部管理センター樹木等維持管理委託	1,208
		東部西部リサイクルプラザ機械等電気設備一般保守定期点検業務	3,360
		東部リサイクルプラザ清掃業務	1,059
		東西クリーンセンターダイオキシン類測定調査業務	2,119
		東西クリーンセンター作業環境中のダイオキシン類測定調査業務	2,153
		西部クリーンセンターごみ焼却灰等運搬業務	16,300
		西部クリーンセンター清掃業務	2,310
		西部クリーンセンター緑地維持管理委託業務	1,922
		東部クリーンセンター炉内等清掃業務	4,530
		東部クリーンセンター清掃業務	1,858
		東部クリーンセンター樹木等維持管理委託業務	3,570
土木部	生活道路整備課	金沢市みどり3丁目(みどり1号)地内ほか36か所 消雪装置管路及び操作盤保守点検業務委託	6,300
		金沢市泉が丘2丁目(セントル航業前)地内ほか34か所 消雪装置管路及び操作盤保守点検業務委託	6,195
		金沢市疋田町(疋田線駅西1)地内ほか42か所 消雪装置管路及び操作盤保守点検業務委託	7,770
		金沢市平和町3丁目(二水高校横)地内ほか33か所 消雪装置管路及び操作盤保守点検業務委託	5,282
		金沢市池田町3番丁(池田町)地内ほか49か所 消雪装置管路及び操作盤保守点検業務委託	7,770
		幹線市道清掃業務	52,900
		金沢駅東広場地下道等清掃管理業務	2,100
		武蔵ヶ辻地下歩道清掃管理業務	4,988

部	課	件名	予算額
		市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務	5,040
		武蔵横断地下道清掃管理業務	1,066
		金沢駅西広場警備業務	40,320
		金沢駅西広場等清掃管理業務	17,640
		武蔵西横断地下道清掃管理業務	3,360
		雨水樹清掃委託業務	3,780
土木部	河川課	歴史的用水美化清掃業務委託	2,338
		河川・用水清掃業務	4,788
		浚渫土固化処理業務委託	4,841
		流入口点検業務委託	4,031
		調整池及びスクリーン管理業務委託	4,012
建設部	緑と花の課	街路樹維持管理委託 1～28 ブロック 28 件	171,400
		公園維持管理委託 1～23 ブロック 23 件	96,824
		(注)同委託につき不調随契に関する記載が第2節第2項にある	
市立病院	市立病院事務局	金沢市立病院設備機器運転および保守管理業務	49,926
		金沢市立病院清掃業務	45,527
		R I デジタルガンマカメラ保守管理業務	3,000
		多目的循環器 X 線撮影保守管理業務	1,575
		D R 付 X 線テレビ装置保守管理業務	1,050
		生化学自動分析機保守管理業務 (2 台)	2,041
教育委員会	生涯学習推進課	生涯学習バス運行管理業務委託	3,153
		中央公民館本多町館清掃業務委託	2,079
		金沢市長町研修館定期清掃業務委託	1,551
	健康教育課	共同調理場油脂分離槽清掃業務	2,478
		共同調理場パイラーばい煙測定検査業務	1,260
	玉川図書館	玉川図書館自動車文庫運行管理業務委託	4,410
		玉川図書館清掃業務委託	11,258
		玉川図書館昼間警備業務委託	4,437
		玉川図書館樹木・芝生維持管理委託	2,000
	泉野図書館	泉野図書館清掃業務委託	17,021
		泉野図書館昼間警備業務委託	11,991
	市立工業高校	校内便所等清掃業務	1,575

部	課	件名	予算額
	教育総務課	小学校校内清掃業務	18,510
		小学校校内清掃業務	17,940
		小学校校内清掃業務	6,100
		小学校校内清掃業務	17,650
		小学校校内清掃業務	5,510
		小学校暖房ボイラー設備保守	1,280
		暖房ボイラー排出ガス測定業務	4,050
		一般廃棄物収集運搬業務	4,200
		一般廃棄物収集運搬業務	2,800
		一般廃棄物収集運搬業務	3,200
		一般廃棄物収集運搬業務	4,300
		中学校校内清掃業務	8,400
		暖房ボイラー設備保守管理	1,700
		暖房ボイラー排出ガス測定	1,600
		一般廃棄物収集運搬業務	1,500
		一般廃棄物収集運搬業務	1,000
		一般廃棄物収集運搬業務	1,300
		一般廃棄物収集運搬業務	1,700
		議会	議会事務局
企業局	企業総務課	企業局庁舎警備業務	4,830
		企業局庁舎清掃業務	7,634
		企業局庁舎樹木管理業務	2,094
	エネルギー課	電気防食電位測定業務	2,320
		犀川水系発電所屋外変電設備点検業務	1,262
	水管理課	犀川浄水場汚泥ケーキ搬出業務委託	10,515
		城北水質管理センター沈殿池清掃等業務	13,125
		城北・西部・臨海水質管理センター等清掃業務	10,546
		城北水質管理センター等消防用設備保守点検業務	3,834
		臨海水質管理センター等消防用設備保守点検業務	3,257
		西部水質管理センター消防用設備保守点検業務	2,890
		臨海水質管理センター樹木管理業務	2,709
		臨海水質管理センター芝生管理業務	1,701
城北水質管理センター等樹木管理業務	2,281		

このうち典型例につき、詳細に検討した。

農林基盤整備課

入札による委託料のうち、平成 11 年度から平成 14 年度まで同一業者が落札している地区別農村下水道処理施設維持管理の委託の事例を下表に掲げる

(単位：千円)

件名	委託先	11年度	12年度	13年度	14年度
俵地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	F社	2,151	2,110	2,738	2,737
		2,100	2,100	2,730	2,730
		97.61%	99.50%	99.68%	99.73%
三谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	G社	3,112	3,172	3,121	3,080
		3,076	3,076	3,076	3,076
		98.85%	96.99%	98.56%	99.86%
東原地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	O社	2,716	2,714	2,746	2,681
		2,672	2,672	2,672	2,677
		98.38%	98.45%	97.29%	99.84%
別所地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	H社	2,702	2,647	3,322	3,262
		2,625	2,625	3,255	3,255
		97.13%	99.17%	97.96%	99.77%
二俣地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	G社	3,681	3,557	3,681	3,544
		3,622	3,538	3,538	3,538
		98.40%	99.47%	96.13%	99.82%
薬師谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託	O社	2,487	2,907	2,987	2,954
		2,446	2,887	2,950	2,950
		98.35%	99.31%	98.76%	99.86%

(注) 上段は設計価格(消費税等含む)、中段は落札額(消費税等含む)、下段は設計価格に対する落札額の割合である。

各地区等の年度毎の入札状況は、以下のとおりである。

俵地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況

(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度	12年度	13年度	14年度
A社	2,040	2,010	2,640	2,640
B社	2,050	2,050	2,750	2,800
C社	2,130	2,100	2,650	2,670
D社	2,127	2,050	2,650	2,650
E社	2,122	2,120	2,635	2,700

入札者名	11年度	12年度	13年度	14年度
F社	2,000	2,000	2,600	2,600
G社	2,120	2,050	2,700	2,800
H社	2,115	2,100	2,700	2,720
I社	2,110	2,025	2,670	2,620
J社	2,088	2,200	2,650	2,700
K社	2,080	2,080	2,620	2,620
L社	2,077	2,020	2,760	2,750
M社	2,060	2,010	2,620	2,620
N社	2,055	2,050	2,640	2,640
O社	2,140	2,050	2,620	2,650

三谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度	12年度	13年度	14年度
A社	2,950	2,950	2,980	2,980
B社	3,110	2,950	3,120	3,100
C社	2,980	3,100	3,000	3,000
D社	2,937	2,950	2,950	2,950
E社	2,990	3,020	2,967	3,150
F社	2,970	2,990	2,990	2,980
G社	2,930	2,930	2,930	2,930
H社	3,100	3,050	3,014	3,050
I社	2,955	2,955	2,980	2,950
J社	2,960	3,015	3,000	3,000
K社	3,000	2,980	2,970	2,950
L社	2,945	2,950	3,150	3,000
M社	3,200	2,950	2,950	2,940
N社	2,935	失格	2,960	2,980
O社	2,940	3,000	2,950	2,950

東原地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度		12年度	13年度	14年度
	1回目	2回目			
A社	3,000	2,550	2,560	2,585	2,580
B社	3,000	2,700	2,600	2,685	2,800
C社	2,950	2,650	2,600	2,600	2,600
D社	2,920	2,700	2,570	2,580	2,580
E社	3,050	2,750	2,620	2,573	2,700
F社	3,030	2,800	2,600	2,610	2,600
G社	2,950	2,750	2,550	2,600	2,750
H社	3,000	2,650	2,600	2,641	2,700
I社	2,980	2,730	2,565	2,580	2,570
J社	2,990	2,680	2,725	2,600	2,630
K社	3,020	2,600	2,600	2,580	2,570
L社	2,960	2,730	2,550	2,600	2,650
M社	2,940	2,580	2,560	2,560	2,560
N社	2,990	2,700	2,560	2,590	2,585
O社	2,900	2,545	2,545	2,545	2,550

別所地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度	12年度	13年度	14年度	
				1回目	2回目
A社	2,593	2,550	3,140	3,150	3,120
B社	2,620	2,600	3,270	3,250	3,120
C社	2,611	2,550	3,160	3,200	3,115
D社	2,600	2,520	3,120	3,150	3,110
E社	2,591	2,670	3,180	3,250	3,115
F社	2,611	2,560	3,160	3,160	3,111
G社	2,590	2,560	3,150	3,300	3,120
H社	2,500	2,500	3,100	3,130	3,100
I社	2,588	2,525	3,150	3,150	3,120

J社	2,590	2,600	3,150	3,200	3,118
K社	2,592	2,580	3,130	3,145	3,120
L社	2,594	2,560	3,250	3,200	3,110
M社	2,593	2,515	3,120	3,140	3,120
N社	2,599	2,520	3,140	3,160	3,110
O社	2,588	2,570	3,120	3,160	3,110

二俣地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)
(単位 千円)

入札者名	11年度		12年度		13年度	14年度
	1回目	2回目	1回目	2回目		
A社	3,495	3,456	3,500	3,440	3,410	3,400
B社	3,505	3,460	3,480	3,445	3,500	3,500
C社	3,500	3,454	3,550	3,430	3,400	3,450
D社	3,550	3,456	3,480	3,440	3,390	3,400
E社	3,515	3,455	3,500	3,440	3,425	3,550
F社	3,495	3,453	3,550	3,441	3,450	3,410
G社	3,480	3,450	3,450	3,430	3,370	3,370
H社	3,535	3,457	3,500	3,448	3,550	3,550
I社	3,528	3,456	3,475	3,445	3,450	3,390
J社	3,485	3,452	3,600	3,444	3,395	3,400
K社	3,520	3,456	3,500	3,445	3,400	3,400
L社	3,555	3,457	3,458	3,449	3,480	3,450
M社	3,545	3,458	3,460	3,440	3,390	3,380
N社	3,530	3,459	3,465	失格	3,400	3,400
O社	3,490	3,455	3,500	3,445	3,390	3,400

(注) 平成12年度は入札不調につき、2回目の入札額が最低のC社及びG社による3回の見積により、G社が3,370千円で契約した。

北袋地区農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度	12年度		13年度	14年度
		1回目	2回目		
A社	3,000	3,000	2,970	1,490	1,500

B社	3,020	3,000	2,970	1,550	1,550
C社	3,080	3,100	失格	1,490	1,500
D社	3,230	3,000	2,970	1,450	1,450
E社	3,090	3,020	2,970	1,487	1,540
F社	3,070	3,000	2,966	1,485	1,480
G社	2,980	2,980	2,960	1,470	1,650
H社	3,150	3,050	2,978	1,570	1,620
I社	3,250	3,000	2,975	1,490	1,470
J社	3,050	3,100	2,970	1,480	1,500
K社	3,100	3,100	失格	1,470	1,470
L社	3,240	2,985	2,979	1,500	1,600
M社	3,200	2,990	2,970	1,470	1,460
N社	3,220	2,998	2,970	1,480	1,465
O社	2,990	3,030	2,968	1,460	1,470

(注) 平成12年度は入札不調につき、G社と2,940千円で随意契約を結んだ。

薬師谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託の入札状況
(消費税等除く)

(単位 千円)

入札者名	11年度	12年度		13年度	14年度
		1回目	2回目		
A社	2,400	2,930	2,890	2,850	2,840
B社	2,450	3,000	2,890	2,960	2,900
C社	2,450	2,980	2,885	2,850	2,900
D社	2,430	2,930	2,890	2,850	2,850
E社	2,400	2,980	2,885	2,920	2,950
F社	2,390	3,010	2,890	2,890	2,860
G社	2,370	2,960	2,892	2,900	2,950
H社	2,410	3,000	2,898	3,050	3,000
I社	2,400	2,925	2,895	2,860	2,830
J社	2,420	3,000	2,890	2,900	2,900
K社	2,380	3,000	2,888	2,840	2,830
L社	2,440	2,940	2,890	3,000	2,900
M社	2,450	2,910	2,885	2,830	2,830
N社	2,360	2,920	2,890	2,855	2,830
O社	2,330	2,900	2,880	2,810	2,810

(注) 平成 12 年度は入札不調につき、0 社と 2,750 千円で随意契約を結んだ。

農村下水道処理施設維持管理業務委託は、監査対象とした平成 11 年度から平成 14 年度において、上記 15 社がすべての地区の入札に参加しており、対象 7 地区のうち、平成 11 年度から平成 14 年度まで 4 年連続同一業者が落札しているケースが 6 地区あった。また、他の 1 地区(北袋地区)についても平成 11 年度及び平成 12 年度については、G 社が落札し、平成 13 年度及び平成 14 年度については、D 社が連続して落札していた。

各地区及び各年度の入札状況をみると以下の現象がみられる。

複数年連続して落札額が同額である事例(消費税等除く)

(単位 千円)

件名	委託先	落札額	落札額が同額である年度
俵地区等	F 社	2,000	平成 11 年度、平成 12 年度
		2,600	平成 13 年度、平成 14 年度
三谷地区等	G 社	2,930	平成 11 年度から平成 14 年度
東原地区等	O 社	2,545	平成 11 年度から平成 13 年度
別所地区等	H 社	2,500	平成 11 年度、平成 12 年度
		3,100	平成 13 年度、平成 14 年度
二俣地区等	G 社	3,370	平成 12 年度から平成 14 年度
北袋地区	D 社	1,450	平成 13 年度、平成 14 年度
薬師谷地区等	O 社	2,810	平成 13 年度、平成 14 年度

複数年連続して落札額が同額であり、かつ、前年度の落札額が判明しているにもかかわらず、他の入札参加者は前年度の落札額を下回る入札金額を提示していない。特に、三谷地区等は 4 年間落札額が連続して同額(2,930 千円)である。

前年度と設計価格があまり変わらない(委託内容に大きな変更がない)にもかかわらず、入札額が落札できなかった前年度の入札額と同額の事例。(消費税等除く)

(単位 千円)

件名	入札者名	入札金額	入札金額同額年度
----	------	------	----------

件名	入札者名	入札金額	入札金額同額年度
俵地区等	A社	2,640	平成13年度、平成14年度
	B社	2,050	平成11年度、平成12年度
	D社	2,650	平成13年度、平成14年度
	K社	2,080	平成11年度、平成12年度
		2,620	平成13年度、平成14年度
	M社	2,620	平成13年度、平成14年度
	N社	2,640	平成13年度、平成14年度
三谷地区等	A社	2,980	平成13年度、平成14年度
	C社	3,000	平成13年度、平成14年度
	D社	2,950	平成12年度～平成14年度
	F社	2,990	平成12年度、平成13年度
	J社	3,000	平成13年度、平成14年度
	M社	2,950	平成12年度、平成13年度
	O社	2,950	平成13年度、平成14年度
東原地区等	C社	2,600	平成12年度～平成14年度
	D社	2,580	平成13年度、平成14年度
	K社	2,600	平成11年度、平成12年度
	M社	2,560	平成12年度～平成14年度
別所地区等	F社	3,160	平成13年度、平成14年度
	I社	3,150	平成13年度、平成14年度
二俣地区等	B社	3,500	平成13年度、平成14年度
	H社	3,550	平成13年度、平成14年度
	K社	3,400	平成13年度、平成14年度
	N社	3,400	平成13年度、平成14年度
北袋地区	B社	1,550	平成13年度、平成14年度
	K社	1,470	平成13年度、平成14年度
薬師谷地区等	D社	2,850	平成13年度、平成14年度
	J社	2,900	平成13年度、平成14年度
	M社	2,830	平成13年度、平成14年度

前年度の落札額が判明しており、かつ、設計価格があまり変わらない（委託内容に大きな変更がない）にもかかわらず、参加者が入札額が落札できなかった前年度の入札額と同額の金額を記入する事例が数多くみられる。

1 回目の入札で落札されなかった 5 ケースで、2 回目以降の入札金額がほとんど下がっていない事例。(消費税等除く)

(単位 千円)

件名	年度	1 回目最低入札金額	2 回目入札金額		1 回目と落札額の差額
			最高入札金額	落札額	
別所地区等	14	3,130	3,120	3,100	30
二俣地区等	11	3,480	3,460	3,450	30
	12	3,450	3,449	1 3,430	20
北袋地区	12	2,980	2,979	2 2,960	20
薬師谷地区等	12	2,900	2,898	3 2,880	20

(注)

- 1 入札不調で 2 回目の入札額が最低の C 社及び G 社による 3 回の見積により、G 社が 3,370 千円で契約した。
- 2 入札不調で 2 回目の入札額が最低の G 社が 2,940 千円で契約した。
- 3 入札不調で 2 回目の入札額が最低の O 社が 2,750 千円で契約した。

上記事例でわかるように、1 回目の入札が不調であった場合、2 回目の入札ではわずか 20 千円から 30 千円しか下がっていない。1 回目の不調であった場合には、その場において、入札書最低記載価格とその価格が予定価格を上回っていたことを提示しているが、2 回目においても 15 社すべてがほとんど似通った金額を示している。

特に、二俣地区等の 12 年度においては、2 回目の入札額が同じ最低額を提示した C 社及び G 社による 3 回の見積により、G 社が 3,370 千円で契約しているが、その見積金額の推移をみると、10 千円ないし 20 千円見積金額を下げるにより、落札予定価格の探りあいのような状況があった後、結局前年と同じ G 社が契約者となっている。

(単位 千円)

入札者名	入札 2 回目	見積 1 回目	見積 2 回目	見積 3 回目
C 社	3,430	3,420	3,400	3,380
G 社	3,430	3,410	3,390	3,370

平成 11 年度から平成 14 年度までの 7 地区の入札で、1 回目の入札で落札できなかった 6 ケース（不調随意契約を含む）すべてが、1 回目の入札で最低価格を提示した業者が落札または契約している

入札にもかかわらず、設計価格に対する落札額の割合が 96.13%から 99.86%という高率である（設計価格に近い金額で落札されている）

教育委員会泉野図書館

入札による委託のうち、平成 11 年度から平成 14 年度まで同一業者が落札している委託の事例を下表に掲げる

泉野図書館清掃業務委託 過去の入札状況の推移は以下の通り
(単位千円)

年度	11	12		13	14	
予定価格 (入札書 比較価格)	16,356	16,210		16,210	16,150	
落札額	16,210	16,210		16,210	16,140	
落札率	99.05%	99.99%		99.99%	99.94%	
入札状況	1 回目	1 回目	2 回目	1 回目	1 回目	2 回目
A	17,400	16,350	16,215	16,550	-	-
B	18,200	16,300	16,218	16,300	16,320	16,200
C	17,300	17,300	16,219	17,300	17,200	16,205
D	17,900	16,305	16,215	16,300	16,300	16,200
E	17,600	16,400	16,215	16,250	16,250	16,200
F	16,300	16,250	16,215	-	-	-
G	18,100	16,300	16,215	16,820	16,530	16,205
H	16,210	16,220	16,210	16,210	16,210	1 16,190
I	17,500	16,300	16,215	16,500	18,000	16,200
J	18,000	16,300	16,218	16,290	16,250	16,200
K	-	-	-	16,280	16,250	16,200
L	-	-	-	-	16,690	16,200

(注) 1 入札不調、随意契約により委託先決定。

泉野図書館昼間警備業務委託

(内容) 泉野図書館敷地内の巡回と警備、駐車場、駐輪場の立ち番と車両整頓の指導、国旗の掲揚・降納、利用者への館内案内・入出管理、異常時の対応・処置・連絡 等

年度	11		12		13		14	
予定価格 (入札書 比較価格)	11,446		11,420		11,420		11,420	
落札額	11,420		11,420		11,420		11,420	
落札率	99.77%		100%		100%		100%	
入札状況	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
A	11,580	11,487	11,640	11,520	11,640	11,429	-	-
B	11,600	11,450	11,540	11,500	11,655	1 11,420	11,513	11,440
C	11,600	11,450	11,600	11,500	11,480	11,425	11,520	11,440
D	11,499	11,440	11,600	11,480	11,520	11,428	11,700	11,442
E	11,490	11,430	11,540	11,500	11,435	11,425	11,453	11,422
F	11,700	11,470	11,900	11,520	11,600	11,429	12,000	11,450
G	11,488	11,420	11,530	11,420	11,430	1 11,420	11,452	11,420
H	11,490	11,430	11,800	11,500	11,500	11,428	11,500	11,430
I	11,500	11,450	11,600	11,500	11,500	11,425	11,800	11,440
J	11,545	11,500	15,346	辞退	-	-	-	-
K	-	-	-	-	15,358	辞退	15,358	辞退
L	-	-	-	-	-	-	12,000	11,440

(注) 1 抽選採用

教育委員会玉川図書館

玉川図書館清掃業務委託

年度	11		12		13		14	
予定価格 (入札書 比較価格)	8,940		10,470		10,720		10,650	
落札額	8,900		10,470		10,650		10,650	
落札率	99.55%		100%		99.35%		100%	
入札の状況	1回目	2回目	1回目	1回目	2回目	1回目		
A	10,400	10,050	10,750	11,500	10,900	11,000		
B	10,450	10,150	10,520	11,200	10,800	10,800		
C	10,330	10,150	10,900	-	-	-		
D	10,295	10,140	10,600	11,500	10,900	10,700		
E	10,200	1 9,950	10,470	11,000	10,650	10,650		
F	10,449	10,117	10,520	11,400	10,990	10,750		
G	10,300	10,120	10,500	12,000	10,900	10,900		

H	-	-	10,600	11,330	10,980	11,200
I	-	-	10,500	11,080	10,800	10,700
J	-	-	10,550	11,500	10,900	10,800
K	-	-	-	-	-	10,700
L	-	-	-	11,150	10,900	-

(注) 1 入札不調、1社随意契約。

教育委員会の3つの例においても、落札率はすべてどの年度においても、ほぼ100%である。

これまでの検討から明らかなように、委託業務の場合には、前年の落札価格を予定価格としていることが多く、あるいは前年仕様から大きな変更がなく業者の方に予定価格面の学習効果が働いているように見受けられ、入札時に落札者以外の入札参加者が本気で落札しようとしているように見えない入札状況が存在し、入札制度が形骸化している面がある。

特に長期にわたる委託業務の特殊性から、受注の安定性及び受注シェアの安定性のみが際立っている。

第2項 不調随契

監査結果

不調随契のあり方として、透明性の高い執行手続きを実施すべきであり、また複数社による場合、各社の間に共通の意思が働かない工夫をすべきである。

内 容

契約の方法には入札と随契があるが、金沢市の場合入札は2回行なわれる。2回目の入札にて予定価格以下の落札者がいない場合、入札は不調となる。その場合最低値で入札した者との間で随契に移行し、価格は見積書の提出によることになる。このような不調随契につき、以下の事例を指摘する

松ヶ枝緑地維持管理委託 緑と花の課 2,400千円(予算)

緑と花の課の委託業務の中に「松ヶ枝緑地維持管理委託」をH13年度はT社と契約し2,400千円(税抜)を支払っている。(H12、H14も同一業者)

この委託は指名入札で、5業者で入札が行われ、2回の入札の結果不調に終り入札業者中最安値入札業者と結果的に随契しているものである。入札参加5業者の入札額は(2回併せて)3,600千円~3,850千円(税抜)であり、予定価格2,400千円と相当開差があり不調となったものであるが、随意契約のT社が見積価格を金沢市に提出した価格が1回で予定価格と

同額で落札率が 100%という結果に終わっている。

この委託は典型的事例の一つであるが、不調随契は抽出した中で 23 件あり一回の見積額の提出で落札率 100%のもの 4 件あり、その外もほぼ 100%に近い落札率で契約しており不調後の随契の在り方について透明性が要求される。

金沢駅東広場バスターミナル等清掃管理業務委託

駅周辺整備課 1,730 千円(予算)

この委託は指名入札不調により 2 回入札した結果 2 回中最安値札を投票した業者の J 社と随契した例である。

2 回目の入札の投票によると 2,400 千円前後に 7 社が集中しているが、設計価格が 1,735,239 円であるため、同上の業者が 2,300 千円で 7 社中最低価格で投票したものの不調となったものである。

不調後は、同業者と随契に向けて交渉するが見積り 1 回目で 2,300 千円から 1,730 千円と 570 千円 (25%ダウン) 値下げして設計価格の 99.7%で契約を締結している。

しかし、いずれ設計価格(予定価格)以下でなければ契約出来ないのであれば不調随契の在り方として、入札最低価格投票業者 1 社と随契するのではなく設計価格(予定価格)明示の上複数社(2 社以上)と再入札させ決定するのも合理的な方法の一つではないかと思われる。

また最初から予定価格明示という考え方もあると思われる。

二俣地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託

農林基盤整備課 3,540 千円(予算)

第 2 章第 1 節第 1 項に農林基盤整備課分として掲げた事例で、入札不調となって、2 社の間での見積もりを 3 回行なっているが、常に同じ割合で少額の金額を下げて前年どおり落札者が決定している。

以上 ~ の事例から、不調随契のあり方として、透明性の高い執行手続きを実施すべきであり、また複数社による場合、各社の間に共通の意思が働かない工夫をすべきである。不調随契は入札から派生するものであり、これらの改善は入札制度の健全化につながるとと思われる。

第 3 項 実行委員会等への委託

監査結果

世界工芸都市会議・金沢開催委員会(商業振興課)

世界工芸コンペティション・金沢開催委員会(商業振興課)
パークアンドライドシステム実行委員会(交通政策課)
福祉のつどい金沢実行委員会(福祉総務課)
ふれあいコンサート実行委員会(障害福祉課)
ほほえみスポーツフェスタ開催実行委員会(障害福祉課)

以上の実行委員会等への委託には、以下の改善すべき内容がある。

委託先として不適当なものがある。

本来直接執行すべきものをふくんでいるものもあり、発注方法を見直すべき委託がある。

委託先での再委託において合理的でない随契理由がある。

委託先の管理を担当課が行なっていないながら、委託先での支出の妥当性がチェックされていない。

内 容(意見記載を含む)

一つの事業を実施する場合、主管課が実行委員会等を立ち上げ、事業の全体をその実行委員会等の会議体に委託するケースがある。その事業の主たる行事が短期間のものである場合に、実行委員会等は年々の事業開催日を中心として集まる集合体とはいえるものの、事業委託の契約先としてみた場合、以下の特徴がある。

- ・委託事業以外の事業目的を持った独立の団体ではない
- ・会議体が直接に雇用した正規の人員がいないし、雇用できる体制も整っていない
- ・事業の事務管理や会計管理は委託者自身が行っている
- ・人的結合体に至っていない
- ・形式上双方代理にはなっていないものの、主管課の課員が事務を管理する当該実行委員会等と当該主管課が契約当事者になっている
- ・委員会の規約がない場合もある

このような特徴を持つ実行委員会等は権利能力なき社団としても実体がなく、契約先としては不適切ではないかという疑義がある。

監査の結果、実行委員会への委託は、受託者である当該実行委員会における執行上、再委託における発注手続きは前年どおりとなりやすく、委託料の精算においても支出の妥当性のチェックは、担当課の事務課員が事務を行っている関係上、自己検査となり、なされていないに等しい。

施策の実現上重要かつ大きな金額の委託はなるべく直接執行とした上

で、財団等内部に事務担当者が実際に存在する法人であって事業主体(共催団体等)になりうる法人への委託が望ましい。さらに主管課の課員が事務管理を行っている当該実行委員会等と当該主管課が契約当事者になることは、委託する主管課自身が会計的に見ると市役所の一般会計の枠外に市役所の管理レベルから離れた別事業部門をもつことになり、財務の執行上好ましいとはいえない。

以下に各実行委員会等への委託の問題点を示す。

世界工芸都市会議・金沢開催委員会に対する委託

「世界工芸都市会議・金沢 2001」開催事業委託 33,000 千円

世界工芸コンペティション・金沢開催委員会に対する委託

「01 世界工芸コンペティション・金沢」開催事業委託 27,000 千円
(商業振興課 金額は予算)

「世界工芸コンペティション・金沢」は、1989 年、市制百周年を記念して開催した「第 1 回金沢工芸大賞コンペティション」から H 13 年度で 7 回目の開催となり、回を重ねるごとに応募作品数も増加し、H12 年度より広く海外から作品を募集している。

H13 年度の開催では 50 を越える国と地域から応募があり、国内からの作品と合わせて応募総数は千百点となっている。

金沢市は本コンペティションは、国の内外からの工芸への新しい提案を金沢の伝統に吹き込む場であると同時に、伝統の技に新しい創造を付加した新たな工芸を世界に向けて発信する場として、益々意義深いものに発展していくことを願っている。

また、「世界工芸都市会議・金沢」は、金沢に息づく多様な伝統工芸とものづくりの心を 20 世紀から 21 世紀に伝え、広く世界に発信することを目的として 1995 年に行った「世界工芸都市宣言」を受けて、97 年から隔年開催してきたもので、平成 13 年度で第 3 回を経過した。この「世界工芸都市会議」では、400 余年という金沢の歴史の中で、「ものづくり」の伝統的な技術や職人の心意気をどのようにして過去から受け継ぎ、発展させ、未来へ継承していくべきかに焦点を当てており、これら 2 つのイベントを通じ工芸を核としたまちづくりを目指している。

以上 2 つイベントは、別々の委員会によって運営されているが、金沢市からの委員会への業務委託には次のような事実がある。

- ・ 及び 共、実行委員会の規約上、委員会の事務局機能を担うことになっている担当課が会計及び決算業務をのぞく事務局機能の主要部分を長年 A 社 1 社に随契にて再委託していた。

イベントは毎年作り上げていく過程で成長発展していくものであり、これでは随契にするところの理由である業務への熟知や排他的専門性は自然に出来上がる。担当課の発注方法を見直すべきである。

- ・ においては、そのA社にその会場設営を委員会が随契で全面委託をしているが、随契理由に合理性がない。委員会に委託しなくとも担当課が直接執行し、入札すべきだと考えられる。
- ・ 及び 共、出演料等をA社名義で支払、源泉もA社から支払あまりにもA社に頼りすぎている現状がある。
- ・ 及び 共、種々の印刷を各一社に随契にて、発注(再委託)している
担当課が直接執行し、入札すべきだと考えられる。

以上のような状況から、事業の複雑さ、関係先の広がりなどに比べ、これら2つの実行委員会は事業の委託先としては、委託料の執行における信頼性、証拠の保存能力、管理機能の継続性からみてふさわしいとはいえず、直接執行かあるいは、共催可能な財団等への委託を考えるべきである。

パークアンドライドシステム実行委員会(交通政策課)

パーク・アンド・バスライドシステム委託料 12,330千円(予算)

利用者から徴収する運行管理費収入を含め、13,000千円がバス運行会社に再委託されており、その他の費用は1,258千円にすぎない。事務管理も委託者である主管課の課員が直接行っている。また再委託にあたっては、随意契約をしているが、1社随契となる理由が曖昧である。主管課の当該事業の委託のあり方を見直し、直接執行により委託をすべきものと、実行委員会への委託とすべきものの区別を検討すべきである。

福祉のつどい金沢実行委員会(福祉総務課)

福祉のつどい2001金沢開催事業委託 5,600千円(予算)

実行委員会としての規約はなく事務局も設けていない、「福祉のつどい」の開催要項があるのみで、権利能力なき社団としての実体も有していない。実際の管理は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が内部に別

会計を設けて管理している。実行委員会は、法律上の契約主体となりえず、契約の相手を社会福祉協議会に変更すべきである。

ふれあいコンサート実行委員会(障害福祉課)

障害者ふれあいコンサート開催費 1,700 千円(予算)

契約者は、ふれあいコンサート実行委員会となっているが、権利能力なき社団としてもその実態はなく、管理は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が内部に別会計を設けて管理している。実行委員会は、法律上の契約主体となりえず、契約の相手を社会福祉協議会に変更すべきである。

ほほえみスポーツフェスタ開催実行委員会(障害福祉課)

ほほえみスポーツフェスタ金沢開催事業費 1,100 千円(予算)

実行委員会の規約はなく、契約主体としてはなりえない。主管課課員が管理しているから、契約が成立している。したがって本来は、直接執行すべきであるが、細かな事務経費が多く、ふさわしい団体への管理委託を検討すべきである。

第4項 外郭団体への委託料の精算手続きと契約書の表示

監査結果

外郭団体である、金沢まちづくり財団 金沢市スポーツ事業団 金沢市文化創造財団 金沢市文化保存財団 金沢市福祉サービス公社への委託については、毎年多額の委託料が支払われているにもかかわらず、担当課は何ら支出の妥当性を検査せず支払っており、契約表示面および委託料支出に関する内部統制につき改善すべき点がある。

内 容

下表の外郭団体への委託はその費用の精算につき、費用の妥当性をチェックすることなく、予算との整合性のみを確認し、当初の金額に余剰が出ればその返納を受けているだけである。毎年多額の委託料が支払われているにしては、支出内容が精査されていない。

その原因の一つは、契約書上、委託金額(担当課の予算金額)が固定表示されており、支払いが別途の分割概算払いの契約となっているのみで、費用の精算のあり方につき、支出検査後の支払であることの明示などの記載がなされていないことにある。

第二に精算手続きのあり方として詳細な内部統制手続きが金沢市とし

ても規定されていないことにある。

外郭団体名	担当課	委託業務	平成 13 年度 委託料
金沢まちづくり財団	駐車場管理受託合計		169,717
	再開発課	金沢駅東駐車場	32,784
	生活道路整備課	金沢駅西駐車場	13,944
	再開発課	武蔵地下駐車場	24,460
	交通政策課	自転車等駐車場	98,528
	緑と花の課	公園施設等 管理受託	21,835
金沢市スポーツ事業団	スポーツ振興課	体育施設管理運営 委託	412,905
	福祉総務課	額谷ふれあい体育館 管理運営委託料	10,881
	緑と花の課	金沢市公園内運動 施設管理運営業務 委託	115,004
金沢市文化創造財団	文化政策課	金沢市文化 創造事業	131,915
	文化政策課	金沢市文化創造財 団施設管理運営	481,699
金沢市文化保存財団	観光課	金沢市歴史的観光 施設管理運営委託	29,765

	生涯学習推進課	松声庵施設管理運営委託料	1,491
	文化政策課	金沢市文化施設管理運営事業委託	137,341
	緑と花の課	旧高峰家・旧検事正官舎の管理運営及び使用料徴収事務委託	2,919
金沢市福祉サービス公社	障害福祉課	デイサービスセンター泉野苑管理運営委託	35,977
	障害福祉課	障害者高齢者体育館管理運営委託	15,760
	長寿福祉課	高齢者バス回数券支給事業委託	1,400
	長寿福祉課	老人福祉センター管理運営委託	109,230
	長寿福祉課	福祉作業センター管理運営委託	51,814
	保健衛生課	産後ママヘルプサービス事業委託	710
	労働福祉課	高齢者・障害者生きがいがづくり委託	3,612
	労働福祉課	高齢者・障害者生きがいがづくり委託	861

第5項 建物構築物等の外郭団体への管理委託

監査結果

下表は金沢まちづくり財団、金沢市スポーツ事業団及び金沢市文化創造財団への施設管理委託と再委託の内容を記載している。施設管理委託料の構成要素の半分以上がハードの維持管理の再委託料であり、それ以外は水道光熱費、人件費がほとんどである。

その再委託においては入札あるいは随契にかかわらず業者及び価格にほとんど変更はなく、長期継続落札 不調随契など直接執行の場合と同じ問題があるが、財団としての委託手続においては、例年の事務手続きに終止し、関心度は低い。発注方法や契約のあり方につき、担当課や監

理課からの厳正な指導監督を行なうべきである。

外郭団体名	担当課	委託業務	H13 委託料	再委託 金額	再委託の内容
金沢まちづくり財団	駐車場管理委託 合計		169,717	100,515	
	再開発課	金沢駅東 駐車場	32,784	5,763	清掃 警備 設備保守
	生活道路 整備課	金沢駅西 駐車場	13,944	13,503	駐車場警備全面委託
	再開発課	武蔵地下 駐車場	24,460	10,300	清掃 警備 設備保守 消防点検
	交通政策課	自転車等 駐車場	98,528	70,948	駐輪場管理 設備保守 清掃等
スポーツ事業 団	スポーツ振 興課	体育施設管 理運営委託	412,905	201,602	清掃 樹木 設備保守 点検 廃棄物処理
	福祉総務課	額谷ふれあ い体育館管 理運営委託 料	10,881	5,363	同上
	緑と花の課	金沢市公園 内運動施設 管理運營業 務委託	115,004	60,253	同上
金沢市文化創 造財団	文化政策課	金沢市文化 創造財団施 設管理運営	481,699	258,732	清掃 警備 設備保守 消防点検 樹木等維持管理 一般廃棄物等収集運搬 舞台設備操作 舞台設備維持管理

第6項 財団への委託時の事務手数料

監査結果

金沢まちづくり財団への駐車場管理委託費に含まれる財団事務手数料(財団全体の共通経費の補填として支払われている)は、金沢まちづくり財団が再委託する委託費の3%と見積られているが以下の理由により、契

約及び契約金額の計算方法を見直すべきである。

財団が再委託する執行手続きにはほとんど経費はかからない。

(人件費は別途補助金として支給されている)

財団は直営事業も行なっており、委託事業で賄うべき共通経費を明確にしていない

他の財団への委託は共通経費的なものも実費精算の対象とし直接委託費の中に含まれて委託金額が決まっており、他の財団に対する委託のあり方との均衡に欠ける。

第4節 監査の結果(各課個別)

第1項 商業振興課

料理職人塾開設事業委託 24,888 千円(予算)

監査結果

本委託の目的は委託先の伝統的技術の保存継承に対する支援であるが、その目的に鑑みれば当該委託において開設にかかる費用のほとんどを支援している点は合理性にかける。

本来補助金として執行すべきものであったと思われる。支援を背景とする委託の場合には、支援する対象および自助努力で行う部分と支援する部分の区分について、十分に検討した上で実施するべきである。

内 容

料理職人塾開設事業委託は、金沢市の平成13年度の工業振興予算として計上されている伝統的な職人の技の保存育成のため職人技術向上費93,843千円(予算)に属する。

その中で金沢の伝統料理の保存と継承のため、新しい料理の研究や開発の研修会等を通じ、料理職人の技術の向上と後継者の育成を図る料理職人塾を石川県菓子文化会館3階の空きスペースを利用して開設することとなり、空きスペースへの厨房設備の設置事業を調理士会等業界の組合団体により設立された金沢料理職人塾に委託したものである。

もともと(社)石川県調理士会金沢支部が芸術村内の「さとやまの家」で若手料理職人を対象として料理教室を開設してきたが、新たに石川県菓子文化会館に調理実習室を設け料理職人塾事業を開設するに当たり、金沢市が支援したものである。

当該委託は工事の委託であるが、完成した厨房設備および購入した厨房備品の全額を料理職人塾に無償で貸し付けることで、開設にかかるほとんどの費用の支援をしている。

このような料理職人の支援策は、職人大学の延長線上にあるもの

と思考されるが、職人大学校は金沢市の個性ともいえる伝統的かつ高度で特殊な職人の技の伝承と人材の育成を目的に設置されたものであり、その技術を身に付けても、需要が無いなど、すぐには収入の増加につながらないがその道を志す職人の方々を支援するものである。一方、料理職人は自らの創意・工夫、技術で収入を得、生計を立てていくものであり、技の習得により比較的早い時期から料理職人個人の収入の増加につながる可能性もある。またそのような職人を雇用する事業者もまた、経済的利益を得ることとなる。

そこで料理職人塾と職人大学校とを同列に扱うのではなく、受講生や料理職人塾を主催する業界団体の実態を把握した上で、施設の設置や運営等において応分の自己負担を求めることがふさわしいと考えられる。

また、今後伝統的技術の保存継承に対する支援に際しては、当該の業界の実態、業種の内容に鑑み、支援する対象および自助努力で行う部分と支援する部分の区分について、十分に検討した上で実施するべきである。

第2項 都市計画課(一部生活道路整備課含む)

鉄道線路とのクロス通路等工事

生活道路整備課		予算
大和町横断地下歩道整備工事	西日本旅客鉄道(株)	238,398 千円
都市計画課		
森本駅自由通路新設工事	西日本旅客鉄道(株)	342,662 千円
東金沢駅自由通路新設工事	西日本旅客鉄道(株)	306,112 千円
小立野古府線押野跨線橋等新設工事	西日本旅客鉄道(株)	75,245 千円
北陸新幹線と森本駅橋上化との一体的な整備	日本鉄道建設公団	9,412 千円

監査結果

都市計画課等は鉄道線路とのクロス通路等の工事に際し鉄道会社等の総額記載の見積りどおりの契約金額で発注し、発注者である金沢市は、内容を把握していない。金額が多額に上っており、工事内容と金額の妥当性や執行の経済性を確認できないのは問題である。

鉄道会社側は『道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定』を盾に、一切公開していないのだが、秘密にすべき点はないと考えられる。粘り強く積算根拠の公開を求めるべきである。

内 容

鉄道事業者の営業線上空における自由通路の設置ならびに跨線橋の改築については、『道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定』（昭和63年5月31日成立）第11条^{注）1}によれば、原則的には費用負担の多い方が、工事を実施できるが、同11条の「鉄道側の運転保安上に影響ある工事」に該当し、また市役所が負担する金額が圧倒的に多くても、列車運転保安上の問題を克服しながら工事を施工する能力が自治体側になので、鉄道事業者が施行することが通例となっている。

注)1 『道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定』

（工事の実施等）

道路と鉄道との交差等に関する工事は、当該工事に係る費用負担の額が多い側が実施する。ただし、鉄道側の運転保安上若しくは施設の維持管理上又は道路側の施設の維持管理上これによらないことが必要であることを双方が協議のうえ当該工事に係る費用負担の額が多い側が決定した部分については、この限りではない。

したがって金沢市は、鉄道事業者に対しその工事の実施のすべて（設計、施行及び監理の全体）を委託しているが、委託の契約金額の決定方法については、問題がある。

すなわち金沢市は鉄道会社の総額記載の見積りどおりの契約金額で発注し、発注者である金沢市は、設計価格すら算出していない。

これについて担当課は、「鉄道事業者の営業線内における工事の特殊性から、金沢市が主体的に設計積算できるものではないため、鉄道事業者の算出によらざるを得ない。ただし、鉄道事業者が工事価格を算出する場合は、国土交通省ならびに社内の積算基準に基づくことになっており、会計検査の対象でもあるため、適正な価格であると考える。

なお、協定締結に際し、鉄道事業者に対しては積算根拠の提示を求めてきたところであるが、提示され難い状況である。鉄道事業者によれば、過去に積算根拠まで提示した例はないとのことで、他の自治体と鉄道事業者との関係も同様というのが現状である。」としている。

しかしながら、通常の工事積算と違い、特殊なのは鉄道輸送保安上の問題であり、金沢市は鉄道事業者ではなく、鉄道事業は当地ではJR他の独占状態にあり、競争の問題もなく秘密にすべき点はないと考えられる。市民の税金を投入しての工事の委託であり、適正な価格で、執行されるかどうかは、金沢市にとっても重要なことであり、価格を提示しないことが、JRの利用者でもある市民のJRへの信頼感の欠如にもつながると思われる。粘り強く積算根拠の公開を求めるべきである。

第3項 用水・みち筋整備課

地中管路工事委託

湯涌温泉ほか地中管路工事委託費 398,000 千円(予算)

監査結果

用水・みち筋整備課は、快適で安全な通行空間の確保及び都市景観の確保を図る一貫として電線類の地中化を推し進めている。

「電線類地中化に関する協定書」により電線管理者(A社など)へ設計施工全体を委託しているが、金沢市は自ら設計価格(予定価格)を設定せず、受託者から提出された見積価格総額を承認しているが、A社にいたっては、社外秘をたてに、単価について開示していない状況にあり、数量のみチェックしているものである。

そもそも「電線類地中化に関する協定書」第6条(費用負担の区分)は、金沢市が負担すべき費用の内容を明示し、「利益は含まない」としており、第15条においてその精算額を金沢市に通知することになっている。したがって、工事の内容に即し第6条に沿って具体的な中身を明らかにすることは電線管理者側にとっての当然のこのように思われる。

粘り強く積算根拠の公開を求めるべきである。

第4項 観光課

金沢市K協会への委託

大河ドラマ関連PRグッズ開発委託 1,500 千円(予算)

「加賀百万石博」野外広告等歓迎装飾業務委託 2,500 千円(予算)

監査結果

金沢市K協会は観光にかかわる各種団体及び法人・個人等で組織された団体であり、収入の約78%が金沢市からの補助金と委託料で占められている。

上記2つの委託は、100%再委託のものである。K協会からの再委託に当たっては、明確な業者選択の基準がなく業者の選定がなされ随意契約をしている。金沢市と同一の契約執行を行なうべきである。

第5項 生涯学習推進課 (公民館その1)

公民館長県外視察研修委託料 1,000 千円(予算)

監査結果

当該委託は本当に必要かどうか客観的な判断材料がなく、費用対効果の点からもいかなものかと思われる。また毎年県外視察研修をする必

要があるのかなど再考の余地がある。

内 容

毎年一回、金沢市公民館連合会が主催して金沢市の公民館長を対象に、県外の公民館等を視察研修している。その費用は、連合会が地区公民館負担金として同会計より支出するとともに、金沢市が連合会に対して公民館長の県外視察研修を委託したものとして、原則として出席者一人当たり 20,000 円を委託料として支出している。

～ 研修事業の収支決算書

(単位 円)

支出額	収入額	
	金沢市委託料	1,000,000
	連合会負担金	1,116,814
	その他	251,094
2,367,908	計	2,367,908

この研修について各参加者からの参加報告書（所感、効果、研修内容に対する評価、今後の展望など）の提出がなく、その必要性を判断できる客観的な材料がない。

一泊二日の研修日程のうち、県外の公民館への視察に充てられるのは 2 日目の 1 時間 30 分といった限られた時間であるが、市の委託料は、この 1 館を視察するに足る費用を対象に支出している。

しかし、行程的に二日間の日程の中で一館しか視察できない内容では、費用対効果の点からいかながなものがまた毎年行く必要があるのかなど再考の余地がある。

第 6 項 生涯学習推進課（公民館その 2）

地区公民館運営委託

538,592 千円(予算)

金沢市野町公民館振興協力会他 59 会

監査結果

金沢市が概ね公民館の運営費の 75%相当額を支出するにもかかわらず、各公民館の収支決算書が、適切に作成されていないため、運営費が適正に使われているかどうか疑問が残る。金沢市としては各公民館の経理に対する指導を強化し、各公民館運営協力会に対し厳正な会計監査を要請すべきである。また委託料の計算については、計算ルールを公開し公平な執行をするべきである。

内 容

金沢市の公民館行政は、その歴史から他の多くの自治体と異なり金沢

市による完全な公営ではなく、各地域の住民によって組織された各公民館運営協力会と金沢市とのいわば共営の形をとっている。つまり、各公民館の運営費については、金沢市が概ね 75%相当額を委託費として負担するとともに、残りの部分については各公民館の自主事業による収入と住民から徴収した町会費によって賄われている。

このような公民館に対する運営委託につき以下の問題がある。

各公民館の収支決算書が、適切に作成されていない

金沢市では、年一回、集合研修形式の経理指導を行うとともに、年度末において各公民館の収支決算書を提出させてチェックを行っているが、H13年度の各公民館の収支決算書を調べた結果（H14年11月時点）60ある地区公民館のうち、4公民館の収支決算書で計算違いが生じていた。また、1公民館については、「修正依頼中」とのことで収支決算書自体が市の担当課に存在しなかった。

金沢市としては上記の経理指導実施と各公民館運営協力会に対し会計監査を要請していることで決算書の適正性を担保しているとのことである。しかし、収支決算書からは会計監査担当者による監査結果の報告や実施状況は判明しないものが大半（担当課に存在した58公民館の収支決算書等のうち、会計監査についての結果記載のあるものは2公民館（弥生、長田町））であり、上記のように監査結果後の収支決算書に計算違いが生じている現状を考えれば、指導・監査が十分であるとは言えないであろう。

住民自治の見地から会計監査自体は各地区の協力会が行うとしても、60公民館全体で約5億円もの委託料を支出していることから考えると、担当課は、より効果的で運営協力会の監査能力を高める指導方法を具体的に検討する必要がある。また、金額の計算チェックのみならず支出の妥当性についても適正な監査が行われるべきである。

市は各公民館へ収支決算書の地区住民に対する公開を義務づけているのであるが、具体的に公開基準を定めるなど、各公民館が地区住民への説明責任を果たせるよう指導を行う必要がある。

委託料の計算方法

金沢市から支出する委託料については、過去の実績の収支決算書にもとづいて2年ごとに見直しが行われている。委託料の計算過程は、原則として、各公民館の支出総額から自己収入を控除した75%としている。しかし、このように計算した結果、前回と比べて大きな差額が発生した場合や自己収入が大きい公民館については、激変緩和や自主事業に対する支出の確保といった観点から、計算上様々な種類の調整を行っている。

このような調整計算の必要性は理解できるが、委託料の金額は条例等で計算過程が規定されたものではなく、あくまで担当課による予算措置によって決定されており、公開された計算ルールは存在していない。そのため、各公民館がこういった決算状態になれば上記のような調整計算を適用できるのかといった判断があいまいになるおそれがあり、各公民館に対する公平性の観点から、担当課として計算ルールの策定と公開が必要と考えられる。

第5節 監査の結果(企業局個別)

第1項 熱量変更センター(ガス事業)

監査結果

熱量変更センターからの委託には、契約上の受託者の就業に関する仕様条件が不十分なため、就業実態に合わない支払いをしている面がある。また種々の委託契約の間において委託料の計算の不統一がある。

内 容

不十分な契約仕様条件のもと、就業実態に合わない支払いをしている委託料

熱量変更センターからの作業の委託業務において、作業の成果を示す単位や性能に基づく委託料計算をしないで、作業時間による計算をしているものが多い。そのような時間計算による作業委託において、契約上委託金額が固定月額(年額総額記載)表示となっているため、支払いがその月の作業実態に合致していないものがある。

原因は、契約書上委託金額の積算根拠となっている予定作業日数の完全就業をもとめていないこと、および就業日数の検収及び精算条項を契約書に記載していないことにある。

その結果、委託業務の執行に際して受託者の都合を容認している結果となり作業ロスが発生している。以下に委託業務名等を記載する。

予算

熱量変更作業業務委託	26,880 千円
(財)金沢市水道サービス公社	随契

熱量変更ガス機器交換・漏洩修理作業業務委託	35,600 千円
I 組合	随契

調整部品検査・格納等業務委託	6,494 千円
(財)金沢市水道サービス公社	随契

熱量変更供給・遮断テスト及びパージ作業業務委託

144,600 千円

I 組合

随契

委託料の計算方法が不統一

時間計算により基本となる委託料を算定する種々の委託の中において、(財)金沢市水道サービス公社に対する委託は、基本の委託計算の方法を時間計算方式としないで個人別月額給与保障方式としている。

個人別月額給与保障方式による計算では、委託する業務がみな同質のものであるにもかかわらず、作業する人によって委託料が異なる計算をしている。

熱量変更作業業務委託 (に同じ)

調整部品検査・格納等業務委託(部品センター) (に同じ)

以上 2 件は個人別月額給与保障方式による計算をしている

さらに最終的な委託料は、人件費に諸経費率を乗じて計算する諸経費を人件費に加えて計算しているが、契約によっては合理的な理由もなく異なる諸経費率が使われており、業務の特殊性を考慮しても高いと思われる諸経費率の委託がある。

熱量変更供給・遮断テスト及びパージ作業業務委託(に同じ)

熱量変更ガス機器交換・漏洩修理作業業務委託 (に同じ)

作業の基地は企業局であり、すべての作業は企業局が管理している。請負元の法人に管理上の負担が少ないにも関わらず、他に比べ諸経費率が割高となっている。

第 2 項 お客さまセンター(ガス及び水道事業)

ガス水道開閉栓業務委託

67,520 千円(予算)

監査結果

(財)金沢市水道サービス公社へのガスに関する開閉栓の委託は、同社本来の事業ではないため、同社においてすべて企業局が認定するガス・水道認定業者に再委託している。もともと担当課が業者に対し、直接執行すべきものである。また同公社を通すことで委託コストが少なくとも 3% 高くなっている。

内 容

利用者のガスや水道の利用開始、休止あるいは停止要請に伴ってバルブを開閉することは料金の正しい徴収のためにも重要なことで、企業局はその作業を一括して、(財)金沢市水道サービス公社に委託している。

同公社においては、当該業務のうち、水道単独のものは、公社職員が担当し、ガス及びガス水道併用は5業者(繁忙期は9業者)に再委託している。

もともと同公社は、市民と企業局のパイプ役として、利用者のニーズに対応することを目的に設立されたもので、公社の体制は水道に関するものとなっており、企業局からのガスに対する委託業務は、すべてガス・水道認定業者に再委託され、作業指示も企業局から出されている。従ってガスについては、同公社へ委託するのではなく、企業局からガスの部分について直接執行することが妥当であり、同公社を通すことで委託コストが少なくとも3%高くなっている。

第3項 エネルギー課(ガス事業)

需要家ガス設備点検業務

61,800千円(予算)

監査結果

3年1巡で行う需要家ガス設備点検業務は、法定点検業務であり、毎年委託される業務であるが、平成12年度より行われている熱量変更事業の種々の委託の中に追加すれば、重複する地区の調査点検については、調整により共通化が可能であり、50%以上の委託費の削減ができたと考えられ、業務の効率性の観点から指摘するものである。

内 容

3年1巡で行う需要家ガス設備点検業務は、法定点検業務であり、毎年委託される業務であるが平成12年度より行われている熱量変更事業の種々の委託の中に追加すれば、重複する地区の調査については、調整により共通化が可能であり、業務の効率性の観点から指摘するものである。

この熱量変更事業は、地球温暖化等の環境対策のために石油系ガスから天然ガスへの切り替えを行うものである。この事業は、直接ガス需要の拡大につながるわけではないが、必要不可欠なこととして3年半計画で、全需要家のすべてのガス器具あるいは部品を6Cガスから13Aガス用に切り替えようとするもので、企業局主導で企業局の負担で行われているものである。

熱量変更事業の地域区割りと需要家ガス設備点検業務の区割りは、平成13年度で需要家件数ベースで56%重複する。熱量変更のための需要家

調査や部品等取替え業務委託(熱量変更センター)は全戸に及ぶもので、熱量変更業務終了後には必ず法定点検と同一の点検をも含んで全戸の安全確認を行わなければならない、当初から計画し、法定点検の有効期限と熱量変更作業の進行予定を加味し、両業務のスケジュールを十分に調整すれば、共通部分の委託は削減可能であったと判断されるし、また共通部分もより多くできたと判断される。

平成12年8月より、熱量変更作業が開始され、平成13年度地区 約25,000件を6Cガスから13Aガスに転換を完了した。平成15年度終了予定の全計画に対する進捗率は約50%弱である。経済的には平成12~13年度分需要家ガス設備点検業務委託料の50%以上の部分が削減可能であった。

第4項 建設課(公共下水道事業)

管渠築造工事現場技術業務委託

110,877千円(予算)

監査結果

当該業務委託の設計価格の計算過程において、直接人件費の90%の一般管理費が上乘せされているが、現実の就業実態と合わず計算過程を見直し、経費の削減を図るべきである。

内 容

公共下水道の面整備には管渠の延長が大きな要素となる。その管渠の築造工事の現場監理は現場技術業務といわれ、多くの管渠築造工事現場で業務委託が執行されている。H13年度の業務委託は、予算ベースで総額(H12年度繰越も含む)110,877千円になる。

その業務委託の設計価格の計算過程において、直接人件費の90%の一般管理費が上乘せされている。この計算方法は下水道事業が市長部局の中で企業会計方式で行われていた時に利用していた積算資料の監理報酬の計算方法をそのまま当てはめているものである。

しかしながら、この委託の場合、技術者が下水道建設センターに常駐し、すべて企業局の管理の下に企業局の資産を使い、業務に従事しているにもかかわらず何故多額の一般管理費(委託先法人の諸経費)が要するのか疑問である。

現場技術業務委託は、形態としては技術者の派遣の様でもあり、もっと実際に即した委託料の計算をすべきである。また下水道建設センターに常駐しているのであれば、より作業の合理化を進めコストの削減に努めるのが望ましい。

管渠築造工事現場技術業務委託 増額変更 2,601 千円
犀川左岸処理区 専光寺・上荒屋処理分区

監査結果

委託契約の増額変更が実態に合わない。

内 容

同上()のような計算方法による管渠築造工事現場技術業務委託が工事の遅れにより、増額変更となる場合がある。

増額の仕方は、期間の延長月に応じて、直接人件費 直接経費 諸経費及び技術経費のすべてを月数の増加割合に応じて増加させている。しかしながら、現場の監理は現場が進んで始めて仕事になり、現場の工事内容に変更がない限り、単なる遅れでは、業務の追加は起こらない(多少の時間口スはあるかもしれないが)のではなかろうか。したがってこの増額変更は実態にあわないものであり、増額変更時契約手続きを再考すべきである。

第3章 監査の結果に添える意見

第1節 同一案件同一業者継続落札

第2章第3節第1項記載の如く、入札制度の特徴が生かされず、同一案件に同一業者が長年継続的に落札し(入札不調となり結果として同一業者と契約した場合も含む)、入札制度が形骸化している状況は、過度に競争性が低下している結果となっており、入札参加者あるいは金沢市いずれの側に原因があるかは別として、予算の執行側として、早急に改善すべき状況と考える。

入札の前提となる、発注単位、発注方法、指名基準や指名業者数あるいは入札方法などを見直すべきではなかろうか。また入札における偶然性を高めるためや前年の学習効果が働かないためには、発注方法や発注単位を毎年ランダムに変更することも必要ではなかろうか。

第2節 設計と監理

現状金沢市においては、施設等の建設工事に係わる実施設計業務と建設工事の監理業務とは密接な関係にあるということで、実施設計業務落札者が随意契約にて監理業務まで受託するケースが多い。これは従来、監理課が建設工事の監理業務の選定まで手がけておらず、担当課にて監理業務の業者を選定する必要があったため、各担当課では限られた業者情報の中で確実な契約の履行が期待されるという理由で、実施設計業務を行なった委託先に監理業務も随契にて委託していたという経緯がある。

確かに、実施設計業務を行なった業者は対象業務の内容に精通してお

り、別業者に監理業務を委託するよりは作業的に効率的ではある。一方で、ある建設工事につき、実施設計業務と進捗状況の監理業務を行なう者を区分することにより、牽制効果が期待でき、より精度の高い工事施工が期待でき、手抜き工事等の防止につながるという側面もある。さらに監理業務について入札により委託者の選定を行なえば、財政的により効率的な効果が期待できる場合もある。

一概に、すべての建設工事の実施設計業務と監理業務の委託先を別業者とするという方針をとることはできないであろうが、金沢市として、より精度の高い工事の施工を模索するため、これにつき検討することにも意義があると考えらる。

第3節 契約書の再委託禁止条項等

金沢市全体として、委託契約書の中に再委託禁止条項が入っているものもないものがある。

委託先において再委託するものがある場合、再委託許可をとる手続きとなっているが、タイムリーな手続きとなっているかどうかは疑問である。

工事における入札適正化法においては、一括下請け禁止となり、施工体制台帳の提出を発注者に義務付けている。委託における入札にも工事と同様の要因があり、契約書上再委託禁止条項を原則記載とし、再委託の内容によって例外的許可の内容を契約書上記載するのが望ましいのではなかろうか(内部的に許可理由を明らかにした上で)。

第4節 委託業務の見積書

金沢市財務規則 144 条によれば、随契において契約の相手方を特定することがやむをえないときは、見積書を 2 箇所から入手する必要はなく前年度から引き続きの同じ相手との随契においては、当該 1 社からの見積りを取り寄せているが、見積書の記載につき総額表示のみの見積書で済ませている事例がほとんどである。

見積書の総額記載は予定価格に対する受託者側の意思表示としては意味があるが、それ以上の有用性はない。委託業務のあり方は、業務の種類によってそれぞれであり、委託金額の積算に当たっては、実態に即し、人件費、材料費、経費など精密な計算を行なわなければならない。設備保守 清掃 警備 樹木維持 消防 廃棄物処理 コンピュータ保守等また特殊なものとしては寝具乾燥、活性炭再処理など建物構築物において共通の積算があるにもかかわらず、総額記載の見積書しか受け取らないため、細目 単価 数量などの資料がない。

入札においても、前年どおりの仕様条件が多く、設計価格が引継がれるのみで、中身がわからなくなりつつある。

このような状況を改善するため、内訳を記載した見積書を作成するよう施行規則上の様式を改正するかあるいは、契約時に委託業務の種類ごとに、明細(単価 数量)がわかるような記載をした内訳書の提出を求めよう改善されたい。

第5節 施設建物構築物の設備保守管理等の一元化

金沢市所有の建物、設備および公園等の構築物の維持管理保守(清掃、消防あるいは警備などを含む)は、担当課の直接執行委託で行なわれるものと、外郭団体に委託してそこからの再委託として行なわれるものがある。この分野は、すべて委託となっており、長年同じ業者が関与しているものも多い。その結果、

- ・委託業者への依存度がより高まっている
- ・委託業務の詳細な内容実態の把握が行なわれていない
- ・委託業務の仕様書が充実してこない
- ・委託業務の積算資料が各課に点在する。
- ・見積書の総額記載のため積算資料の更新がなされていない
- ・委託価額の硬直性
- ・委託価額の妥当性が評価できない

などの弊害が出ている。

そのためこの分野において積算の自主性をたかめる必要があると考えられ、前項記載の見積明細や内訳書を監理課等により積算データとして一元管理し、同様の委託について他都市との間で情報の交換をすすめ、積算データの収集標準化をはかり、より客観的で公正な委託料の計算ができるよう努力されたい。

第6節 随意契約の理由

監査意見

過去の実績からして特定業者がよい結果を挙げる等、安定感があり安心してまかせられるとの理由による随意契約(以下、本節で「随契」と略す)は、当初の入札で1社と契約してしまったことに起因するものが多く、最初の契約のあり方(委託仕様と委託範囲)は特に慎重に対処していただきたい。

これまで長年「随契」を続けている委託であっても、委託業務を分解整理し、どうしても当該「随契」相手先に頼らなければならない部分とそうでない部分を峻別していく事が肝要と思われる。

内 容

金沢市が発注する委託事業については原則として競争入札を行って

るが、それは競争原理の導入により低価格で目的を達成するためであることはいうまでもない。

しかし、競争原理にも例外があり委託業務の性質上なじまないものが「随契」といわれ、特定の業者一社と交渉し契約するものである。

金沢市において、実際に「随契」している理由は地方自治法施行令 167 条の 2 の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」によるものがほとんどである。

それをパターン別に分けるとおおむね次のように分類される。

- (1) 業務の性質上高度の知識経験を要求され特定の業者しかいないこと。(大屋根清掃ロボット導入可能調査委託)
- (2) 先行業務との関連性が極めて高く先行業務を請負った業者に委託した方が目的遂行上合理的でかつ仕上りが十分達成されること。(設計と監理委託)
- (3) 法令、規則等によって当初から特定業者しか引受けさせられないこと。(鉄道に関する工事委託、調査測量委託)
- (4) 保守業務委託にみられる如く設備機器等との関連から特定の業者に委託しなければならないこと。(コンピューター等の保守委託)
- (5) 政策判断から特定の業者にさせること(例、高齢者対応として除草等簡易な作業等の委託)
- (6) 過去の実績からして特定業者がよい結果を挙げる等、安定感があり安心してまかせられること。
- (7) その他(競争入札不調によるもの)

「随契」はあくまでも例外的な契約システムであり、ややもすればメリットも多いがデメリット(高値安定等)も招きやすいので、常に「随契」の見直しを行うとともに、容易な理由による「随契」を排除するとともに高値安定とならないため低価格化への努力をする必要がある。

特に(6)の理由による「随契」は、当初の入札で1社にしてしまったことに起因するものが多く、最初の契約のあり方(委託仕様と委託範囲)は特に慎重に対処していただきたい。

これまで長年随契を続けている委託であっても、委託業務を分解整理し、どうしても当該随契相手先に頼らなければならない部分とそうでない部分を峻別していく事が肝要と思われる。

第7節 長寿福祉課

ふれあい入浴補助事業の委託

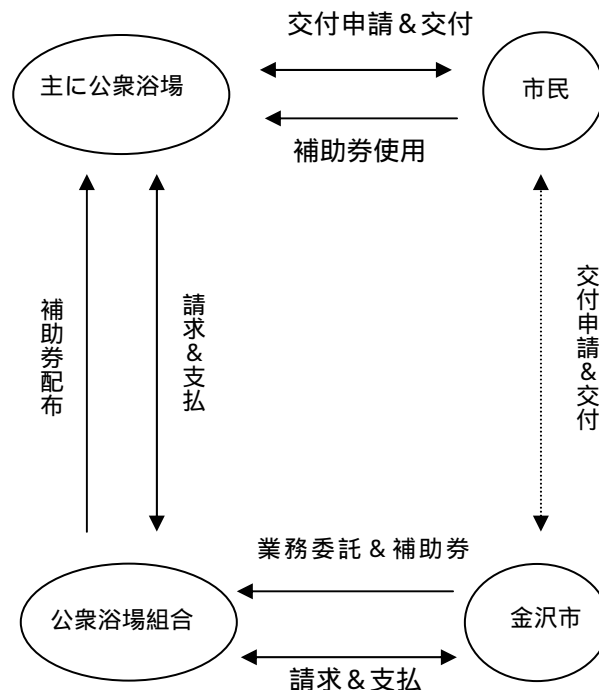
(石川県公衆浴場環境衛生組合金沢支部への委託料(73,239千円))

当該事業は、65才以上の金沢市民に対して、一人当たり年間20回まで使用できる入浴補助券(割引回数券)を交付して入浴代金の補助を行う業務である。

この委託に関し以下の問題がある。

市民が補助券の交付申請を行う場合は、主として各公衆浴場に行って氏名、住所、生年月日の確認できるものを提示し交付申請書に必要事項を記入の上、補助券を入手することとなる。しかし、市民が一つではなくいくつもの公衆浴場に交付申請を行えば、一人20枚以上の補助券を入手することは比較的容易にできると考えられる。

担当課においては、それを防止するために交付申請書をデータ化しているとのことであるが、実際の運用上、それを不正受給防止のために利用するのは困難と思われ、確実なチェックが掛かるよう現状のデータ管理システムを改善する必要がある。



第8節 スポーツ振興課

(財)金沢市スポーツ事業団への体育施設管理委託

426,426千円(予算)

監査意見

施設の管理運営をしている(財)金沢市スポーツ事業団は、現在の支出がどのくらい収入と乖離しているかその状況がわかっていたとしても収支責任がなく委託事務をこなすのみとなっており、当事業団からは収支を均衡させようとするきっかけがつかめない。一方担当課は、委託料及び補助金を予算どおり執行するのみで、採算の取れる管理運営はできていない。また料金を原価計算した上で値上げする、あるいは人件費や経費を削減するといった経営的改善策を実施するきっかけもつかめない状況である。

施設運営に関わる委託費を政策的な経費であり、収支とは関係なしとの観点から、上記のような状況を見過ごすことは、施設運営を伴う継続的な施策にかかる費用の硬直化あるいは、漸増を招きやすく、財政の硬直化の一要因となる。またもともとの施設建設計画における運営収支の重要性あるいは、運営収支の採算が取りやすい低廉な建設計画の作成といった観点が軽視されやすいと考える。

管理の全面的な委託をしている以上、委託先が事業費用依存型の法人から事業の採算をも管理する自主独立型の法人となるよう委託の仕組みおよび委託先としての外郭団体の体制の工夫が望まれる。

内 容

(財)金沢市スポーツ事業団は、金沢市のスポーツ施設の管理運営事業を行うために設立されたもので、当該事業を行うほか、自主事業として「金沢市生涯スポーツ学院」の開講を行っている。

同財団は、自主事業を除いて、スポーツ施設の管理運営に関して発生した費用(負担金収入等で補填される一部費用を除く)を、金沢市から委託料として収受している。そのため、市民がスポーツ施設を利用したことによって発生する使用料収入については、全て金沢市の歳入として扱っている。また、財団の自主事業及び全体的な管理のために発生した支出については、自主事業からの収入を除いて、金沢市から補助金として収受している。

よって、財団の収支決算書では、スポーツ施設の管理運営事業に関して発生した費用と金沢市からの委託料(収入)が同額計上されており、また、自主事業及び全体的な管理のために発生した費用と金沢市からの補助金(収入)及び自主事業収入が均衡している。つまり、財団の決算書上においては収支が全く均衡した形式となっている。

同財団において管理運営を行っている施設についての事業本来の収支状況を、下表のとおりまとめてみた。

平成 12 年度スポーツ事業団収支総括表

(単位 千円)

管理場所	収入	支出	差引	収支比
総合体育館	18,739	72,029	-53,290	26.0%
市民体育館	17,103	73,388	-56,284	23.3%
鳴和台体育館	20,818	32,467	-51,319	28.9%
鳴和台プール		39,670		
額谷ふれあい体育館	2,322	11,194	-8,872	20.7%
テニスコート	31,640	26,468	5,171	119.5%
プール	24,487	95,333	-70,846	25.7%
専光寺ソフホール場	2,207	11,827	-9,620	18.7%
医王山スキー場	11,197	20,221	-9,024	55.4%
西部市民憩いの家	1,580	1,401	179	112.8%
運動広場		20,697	-20,697	0.0%
陸上競技場	3,958	13,410	-9,453	29.5%
球技場	638	6,726	-6,088	9.5%
野球場	1,860	38,807	-36,947	4.8%
サッカー場	639	6,906	-6,267	9.3%
内川スポーツ公園	8,149	44,840	-36,691	18.2%
スポーツ学院	42,995	33,316	9,679	129.1%
事務局		12,694	-12,694	
事務所		4,500	-4,500	
職員費		20,113	-20,113	
管理費		300,428	-300,428	
体育施設敷地	82		82	
基本財産利息収入	119		119	
受取利息	845		845	
負担金収入	4,163		4,163	
雑収入	15,722		15,722	
合計	209,262	886,434	-677,172	23.6%

平成 13 年度スポーツ事業団収支総括表

(単位 千円)

管理場所等	収入	支出	差引	収支比
総合体育館	19,730	69,649	-49,920	28.3%
市民体育館	19,018	69,057	-50,039	27.5%
鳴和台体育館	19,657	32,699	-52,861	27.1%
鳴和台プール		39,819		
額谷ふれあい体育館	2,832	10,900	-8,068	26.0%
テニスコート	39,514	30,351	9,163	130.2%
プール	22,949	97,382	-74,433	23.6%
専光寺ソフトボール場	2,244	10,016	-7,772	22.4%
医王山スキー場	10,654	20,014	-9,359	53.2%
西部市民憩いの家	1,482	1,973	-491	75.1%
運動広場		20,063	-20,063	0.0%
陸上競技場	4,932	12,049	-7,117	40.9%
球技場	655	5,442	-4,788	12.0%
野球場	2,336	35,563	-33,227	6.6%
サッカー場	578	6,947	-6,369	8.3%
内川スポーツ公園	8,011	49,004	-40,994	16.3%
スポーツ学院	45,294	34,225	11,069	132.3%
事務局		7,808	-7,808	
事務所		3,683	-3,683	
職員費		20,355	-20,355	
管理費		314,113	-314,113	
体育施設敷地	88		88	
基本財産利息収入	140		140	
受取利息	205		205	
負担金収入	3,764		3,764	
雑収入	17,693		17,693	
合計	221,773	891,113	-669,340	24.9%

平成 12,13 年度において、それぞれ約 670 百万円の支出超過となってい

る。

このような委託の形態では以下のような問題点があると考えられる。スポーツ施設の管理運営事業の収支を正確に把握するためには、実際の収入と支出を比較する必要がある。しかし、現在の形態を採る場合、収入と支出が分断されており、収支を均衡させようとする収支管理責任部署はない。

施設の管理運営をしている財団は、現在の支出がどのくらい収入と乖離しているのかがわかっていたとしても収支責任がなく委託事務をこなすのみとなっており、財団からは収支を均衡させようとするきっかけがつかめない。一方担当課は、委託料及び補助金を予算どおり執行するのみで、採算の取れる管理運営はいつまでたってもできない。また料金を原価計算した上で値上げする、あるいは人件費や経費を削減するといった経営的改善策を実施するきっかけもつかめない状況である。

施設運営に関わる委託費を政策的な経費であり、収支とは関係なしとの観点から、上記のような状況を見過ごすことは、施設運営を伴う継続的な施策にかかる費用の硬直化あるいは、漸増を招きやすく、財政の硬直化の一要因となる。またもともとの施設建設計画における運営収支の重要性あるいは、運営収支の採算が取りやすい低廉な建設計画の作成といった観点が軽視されやすいと考える。

管理の全面的な委託をしている以上、委託先が事業費用依存型の法人から事業の採算をも管理する自主独立型の法人となるよう委託の仕組みおよび委託先としての外郭団体の体制の工夫が望まれる。

第9節 瑞樹団地建設事務所

宅地分譲等推進業務委託 25,500 千円

瑞樹団地の建設事業は、「21世紀を展望し、都市の活力を増進するために市民のニーズに対応した低廉で優良な住宅の提供」を標榜して平成5年より造成工事をスタートし今日に至っており、平成12年度末で533区画を販売している。

平成13年度当初における造成後の未販売宅地103区画及び新規分譲宅地63区画の販売促進のため「宅地分譲等推進業務委託」として金沢市分譲住宅建設協力会に随契で25,500千円で広告宣伝を委託している。その成果かどうか因果関係は明らかではないが、委託の効率性に疑問なしとしない。平成13年度に55区画1,116,000千円の分譲収入があり、収入に対する広告宣伝費の比率は2.3%(25,500千円/1,116,000千円)で、1区画あたり463千円の広告費となっている。今後は販売促進の上からも手数料方式で行う等販売推進方法を再検討すべき時期に来ていると思われる。

る。

第10節 企業局

委託作業に対する超過勤務手当や休日勤務手当の付加

企業局が委託するさまざまな作業の委託につき、時間計算をするものには(給与保障方式も含む)、超過勤務手当や休日勤務手当による増額項目が設定され、実際に増額委託料として支払われている。企業局の委託の目的は、成果(性能)であり、時間そのものではない。時間の遅れや超過勤務は、作業員の習熟度、勤務体制、作業指示 顧客の要求などいろいろなことが原因で生じていると考えられるが、さまざまな工夫によってコストを軽減すべきである。それぞれの委託について、超過時間のチェックは行なっているが、全体的なコスト軽減努力はなされていない。

また契約上も、夜間作業や休日作業と昼間作業に区分し夜間作業や休日作業はできるだけしない方向で全体の調整を行い、昼間作業については、スケジュール管理を徹底し、委託料の増額要因をできるだけ解消するのが望ましい。

委託業務の合理的経済的執行に更なる工夫を求める。

熱量変更センターからの委託業務は、組織上の事務分掌に応じて業務が細分化されて委託されており、類似の業務にもかかわらず別業務として委託されているものもある。

また契約面では、同質の作業委託であっても委託料の計算方法が時間計算方式と月額給与保障のものがあり、また時間計算方式の中でも、月額固定のものと作業指示に基づく実額精算のものがある。

その結果、業務が錯綜した場合、契約における委託料の計算方法に合わせた作業指示ができないケース、作業の類似性から、本来の契約と別の契約にて指示がなされたケース、そのことが精算に反映されていないケースなど、合理的な現場対応ができていないことがあったと見られる。

委託業務における種別、発注単位等の再編成、より細密な契約、委託料計算の統一及び合理的な作業指示等、委託業務の執行をより合理的かつ経済的なものにする工夫を求める。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

目次(企業局)

第1章 監査の概要	1
第1節 監査の種類	1
第2節 選定した特定事件	1
第3節 事件を選定した理由	1
第4節 監査の対象とした企業局地方公営企業会計の範囲	1
第5節 監査要点	1
第6節 監査手続	1
第7節 監査の実施期間	2
第2章 監査の結果	2
第1節 監査対象とした事業の概要	2
第1項 ガス事業	2
第2項 水道事業	3
第3項 発電事業	7
第4項 公共下水道事業	9
第2節 全事業共通の監査結果	13
第1項 退職給与引当金の不足	13
第2項 総係費(間接費)	16
第3項 料金収入の貸倒と供給停止措置	17
第3節 ガス事業	20
第1項 熱量変更	20
第2項 玉銚エネルギーセンターの残余資産	22
第3項 ガス切替立合い料	23
第4節 発電事業	25
第1項 建設準備金	25
第2項 美術品購入(事業外固定資産)	27
第3章 監査の結果に添える意見	29
第1節 料金滞納に関わる処置	29
第2節 損益留保資金の資本的支出への補填	30
第3節 上水道第5次拡張投資の見直しと県水受水協定(水道事業)	30
第4節 下水道拡張投資の抑制(公共下水道事業)	33
第5節 利益責任体制	35
第4章 利害関係	35

(注)

本報告書では、単位未満の金額は切り捨て表示している。本報告書の表は端数処理の関係で、総数と内訳が一致していない場合がある。

第1章 監査の概要

第1節 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第2節 選定した特定事件

金沢市企業局(地方公営企業)が所管するガス、水道、発電、及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理

第3節 事件を選定した理由

金沢市企業局は、ガス、水道、発電、工業用水道及び公共下水道事業を行う地方公営企業である。その営業収入総額は平成 13 年度で約 261 億円に達し、金沢市の公営企業の中で最も大きく、固定資産総額は約 3,974 億円にもなる。一方当該事業が抱える企業債残高は、2,105 億円に上る。

企業局の財務事務や経営に関わる事業管理の状況は、金沢市の一般会計だけでなく、金沢市民にも料金やサービスを通じて大きな影響を与えるものであり、地方公営企業として金沢市企業局が行うガス、水道、発電、及び下水道事業を包括外部監査の対象にすることは有用と判断し選定した。

第4節 監査の対象とした企業局地方公営企業会計の範囲

金沢市企業局(地方公営企業)が所管する 5 つの事業(発電事業、水道事業、ガス事業、公共下水道事業及び工業用水道事業)のうち平成 13 年度の発電事業、水道事業、ガス事業及び公共下水道事業を対象とする。

なお今回の監査では工業用水道事業は他の 4 つの会計に比べ規模が小さいため、監査の対象としていない。

第5節 監査要点

下記の点に留意し監査を実施した

- ・ 料金算定の基礎となる原価計算が正しいか
- ・ 料金収入手続き及び会計処理の合規性、妥当性
- ・ 支出手続き及び会計処理の合規性、妥当性
- ・ 引当金残高の妥当性
- ・ 投資予算の執行は妥当か

第6節 監査手続

各事業の概要を把握するため、関係法令等を確認し、企業局事業年

報等の概要説明資料を閲覧し、必要に応じて関係者に質問するなど予備手続きを行なった後、以下の監査手続きを実施した。なお監査手続きは平成13年度を基本とし必要に応じ、現況及び過年度分に遡及した。

- ・収入及び支出につき、内部手続き資料 関係諸帳簿を閲覧、照合し検討した。
- ・固定資産台帳を閲覧し、会計帳簿との整合性を確認し検討した
- ・原価計算過程につき、関係諸帳簿を閲覧、照合し検討した
- ・計画 予算 実績につきその管理状況を調査、検討した

第7節 監査の実施期間

平成14年7月3日から平成15年1月31日まで

第2章 監査の結果

第1節 監査対象とした事業の概要

第1項 ガス事業

金沢市のガス事業は、主として家庭厨房用燃料を中心として、比較的安定な事業を営んできたが、近年の環境変化はその様相を一変している。

平成2年1月、通商産業省(現経済産業省)資源エネルギー庁からIGF21計画が提言され、その中で高カロリーガス(13A等)へ統一を図る必要があるとされた。金沢市では6Cガスから13Aガスへの熱量変更事業として高カロリー化に取り組んでいる。

この熱量変更事業の目的は、環境特性に優れている天然ガスの普及拡大、ガス機器選択幅の拡大による需要家の利便性拡大、長期的なコストダウン等によるガス事業者のエネルギー供給基盤の強化等である。

熱量変更には、需要家1件当たり約10万円の費用がかかるとされ、調整費用等の多大なコストがかかる。熱量変更に要した投資は、料金の値上げによって回収するという方法が考えられるが、エネルギー分野における規制緩和が進展し、エネルギー間の競争激化が見込まれる状況での料金値上げは、困難な状況と思われる。故に投資の回収方法としては、料金の値上げ以外では、将来の需要拡大に頼らざるを得ないわけであるが、一方でオール電化住宅の普及の兆しや横ばい状況にある金沢市の人口を考慮すれば、ガス販売量の拡大も容易ならざる状況にある。

金沢市は平成11年度に、熱量変更センターを設け、本格着手しているが、その頃から、損益収支は悪化している。

財務状況 (単位 百万円)

項目		年度		
		11	12	13
収 益 的 収 支	事業収益 (A)	5,709	6,263	6,507
	製品売上	5,281	5,801	6,024
	簡易ガス収益	40	54	66
	営業雑収益	337	354	363
	営業外収益	50	53	53
	その他	-	-	-
	事業費用 (B)	5,986	6,648	7,189
	人件費	1,001	868	904
	原料費	1,231	1,584	1,494
	支払利息	556	599	639
	減価償却費	1,502	1,654	1,838
	動力費	104	103	107
	修繕費	269	256	268
	その他	1,321	1,581	1,936
(A) - (B)	276	384	682	
資 本 的 収 支	資本的収入 (C)	4,084	4,910	4,217
	企業債	3,778	4,529	3,966
	工事負担金	200	148	116
	その他	105	232	134
	資本的支出 (D)	5,608	6,168	5,260
	建設改良費	3,938	3,384	2,377
	企業債償還金	580	686	776
	その他	1,089	2,096	2,106
(C) - (D)	1,523	1,257	1,042	

(注) 人件費には、年金及び児童手当を含む。

第2項 水道事業

末浄水場及び犀川浄水場の自己水と石川県営鶴来浄水場より供給される県水からなる金沢市の水道水は、市内各地に設置された配水池、ポンプ場を経て、各家庭、事業所等へ供給され、水道普及率は98.8%に達している。これからは、年間有収水量が横ばいから微減傾向の中

で、水道設備全般の維持管理と効率的な運営が重要となってくると見られる。

下表の財務状況及び長期計画によれば、平成 13 年度までの 3 年間損益はようやく均衡しているが、収入の減少傾向によって、平成 15 年度から赤字となる。

財務状況		(単位 百万円)				
年度		11	12	13	14(計画)	15(計画)
項目						
収益的 収 支	事業収益 (A)	11,426	11,284	11,046	11,136	10,716
	給水収益	10,035	10,028	9,825	9,924	9,787
	営業外収益	437	421	390	439	420
	その他	953	834	829	773	509
	事業費用 (B)	11,147	11,046	10,960	11,116	10,829
	人件費	1,320	1,267	1,286	1,130	1,119
	支払利息	1,021	966	903	880	821
	減価償却費	1,955	1,944	1,908	2,173	2,144
	動力費	78	77	77	80	77
	修繕費	757	755	665	680	645
受水費	4,072	4,072	4,072	4,072	4,072	
その他	1,941	1,961	2,046	2,098	1,951	
(A) - (B)	279	238	85	19	112	
資本的 収 支	資本的収入 (C)	1,700	1,646	1,953	2,744	1,684
	企業債	856	825	1,164	1,980	963
	工事負担金	706	753	595	590	581
	その他	138	68	193	174	140
	資本的支出 (D)	3,764	4,171	4,743	7,150	5,168
	建設改良費	2,762	3,111	3,615	5,988	3,948
	企業債償還金	1,001	1,059	1,127	1,162	1,220
	その他	-	-	-	-	-
(C) - (D)	2,063	2,524	2,789	4,405	3,484	

また構造的には、高い自己水供給能力を持ちながら単価の高い県水を使うことを前提とした投資計画や事業計画を立てなければならな

いという点がポイントとなっている。

以下に県水受け入れの水道事業に与える影響について記載する。

需要量、配水量及び配水能力

金沢市の水道事業の浄水施設は末浄水場（105,000 m³/日の施設能力）と犀川浄水場（100,000 m³/日の施設能力）があり、1日当たりの自己水配水能力は205,000 m³となっている。自己水だけで、金沢市の平成13年度平均配水量の120%をまかなえる配水能力がある。

しかし金沢市は、昭和30～40年代にかけて、湯水による水不足状況があり高度経済成長期の到来を迎え慢性的な水不足も危惧された為、最大需要量を当初400,000 m³/日と予測し、昭和51年度より、県水受水を主目的とする第5次拡張事業を開始し、昭和54年度に石川県鶴来浄水場からの県水受水協定を締結した（参考：石川県は県内6市10町と受水協定を締結している）。

その後、県水受水協定は、需要動向の見直しにあわせ3回の協定変更が行なわれ、協定上の1日最大受水量や受水単価は下表の通りの年度別推移となっている。

年度別受水単価 1日最大受水量

年度	単価 (円)	日最大受水量 (単位m ³)	年度	単価 (円)	日最大受水量 (単位m ³)	年度	単価 (円)	日最大受水量 (単位m ³)
S55～	70	16,000～27,000	H8	124	118,950	H19	134	142,970
S58～	90～100	30,800～79,050	H9	124	118,950	H20	134	155,000
H1	109	84,680	H10	134	118,950	H21	134	160,710
H2	109	90,310	H11	134	118,950	H22	134	166,420
H3	109	95,940	H12	134	118,950	H23	134	172,130
H4	114	101,570		134		H24	134	177,840
H5	114	107,200		134		H25	134	183,550
H6	114	112,830	H17	134	118,950	H26	134	189,260
H7	124	118,470	H18	134	130,960	H27	134	195,000

(注1)年度別一日最大受水量(県水受水第3回変更協定(H6/4/22))に365及び0.7を乗じた水量が金沢市が受水する各年度の年間最低受水量(責任水量)である。

(注2)平成15年度以降の受水単価については、平成14年度の単価をそのまま据え置いて記載している

その後金沢市は昭和61年度末に第5次拡張事業を変更し(第1期変更)最大需要量を360,000 m³/日に減少したが、県水受水協定は平成6年度の第3回変更協定により、平成8年度以降平成17年度までの最

大受水量は 118,950 m³/日 で、その後次第に増加し、協定最終年度(平成 27 年度)に 195,000 m³/日に到達することとし、その時点で自己水配水能力 205,000 m³とあわせ、最大需要量 400,000 m³/日を満たすこととなった。金沢市の第 5 次拡張事業(第 1 期変更)の最大需要予測 360,000 と相違したままの状態となっている。

また平成 13 年度において県水の最大受水量は 118,950 m³/日であるから、金沢市としての県水自己水を合わせた配水能力は 323,950 m³/日となり、実際配水量 170,067 m³/日の 190%となっている。また近年の 1 日最大配水量は、平成 13 年 1 月に記録した 240,136 m³/日が最大で、平成 13 年度は、202,333 m³に止まっている。

自己水と県水の取水方法と水道料金

自己水と県水の取水方法に関しては、県水を最大受給水量の 70%を責任水量として最低限受水しなくてはならず、その他の部分を自己水で取水・配水している関係上、自己水の施設能力 205,000 m³のうち 85,927 m³(42%)を配水し、残りの 119,073 m³(58%)を利用していない結果となっている。

これは年間を通してみると自己水の原資となるダム水が枯渇する恐れがある夏場は県水を多く受水しなければならず、更に夏場でも 1 日のうちで水道水が多量に必要とされる時間帯には需要量に対して自己水がかなり不足し県水の受水量に頼らざるを得ない事情もあり、水道事業者として自己水と県水の 2 系統を用意することにより市民へ水道水の安定的供給を目指しているためである。

このような事情で、金沢市は自己水を単価 29 円(浄水原価)で配水でき、また十分な施設能力を有していながら、単価 134 円の県水を受水しているのである。

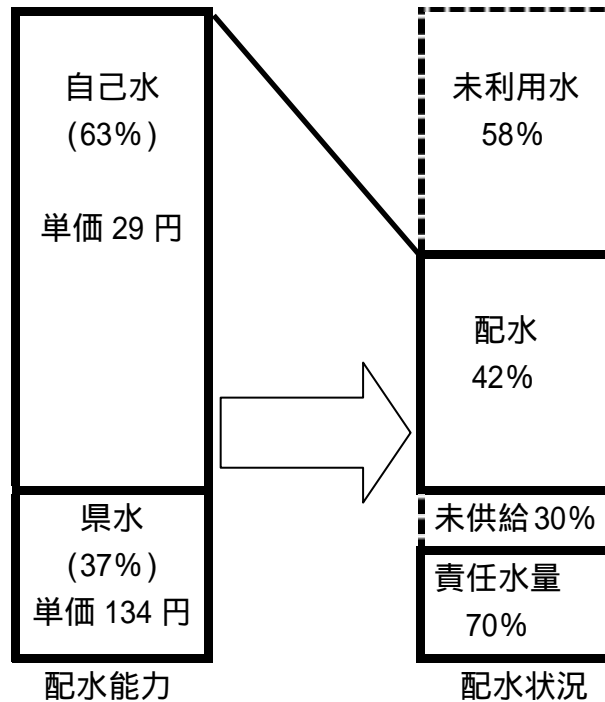
県水の購入費は、総括原価への算入(総原価に占める受水費はこれまでの平均で約 3 割)を通して当然、水道料金として金沢市民の負担となっている。平成 9 年度の水道料金改定時の理由には、県水受水単価の上昇に伴う受水費の増加が挙げられており平成 11 年度末で約 35 億円の累積欠損が見込まれたためである。

この結果金沢市の水道料金は、1 m³当り単価 172.76 円(改定率 11.39%)となり、ダムから取水していないため原価構成は異なるが、富山市や福井市と比較すると割高となっている。

1 ヶ月 20 m³使用する家庭用水道料金
(口径 13mm、消費税、メーター使用料込)

金沢市 2,635 円
 富山市 1,869 円
 福井市 1,764 円

平成 13 年度の配水能力と配水の状況



第 3 項 発電事業

金沢市では、全国唯一の市営水力発電事業を行っており、犀川と内川に 5 カ所の発電所を有している。犀川には、新寺津発電所と犀川ダムからの補給水を利用する上寺津、新辰巳の 2 発電所、内川では内川ダムからの補給水を利用する新内川、新内川第二の 2 発電所があり、発電した電力の管理は市内三口新町の発電管理センターで行っている。

発電した電力は 100%北陸電力に売電している。受給電力量も安定しており、平成 13 年度までの 5 年間 13 億～15 億と安定して収入を上げている。

電力売電状況

項目 \ 年度		1 1	1 2	1 3
最大出力 [kW]		33,030	33,030	33,030
基準電力量	年計	139,550	138,930	138,930
年間受給電力量 [MWh]		142,132	127,797	147,250
達成率 [%]		101.9	92.0	106.0
料金収入 [税抜き 百万円]		1,496	1,359	1,436

電力販売原価は、新規の設備投資がなく、金利及び減価償却費が増加していないため、安定しており、平成 13 年度で、1kWh あたり、7.93 円(売電単価 10.1 円)となっている。

電力販売原価表

区 分 \ 年 度	12			13		
	原 価 (百万円)	1 kWh 当たり (円)	比率 (%)	原 価 (百万円)	1 kWh 当たり (円)	比率 (%)
人件費	185	1.45	15.9	203	1.38	17.4
支払利息	303	2.37	26.0	281	1.91	24.1
減価償却費及び除却費	337	2.64	29.0	328	2.23	28.1
修繕費	73	0.57	6.3	116	0.79	10.0
その他の維持費	265	2.08	22.8	237	1.62	20.4
計	1,164	9.11	100.0	1,167	7.93	100.0
販 売 量 (MWh)	127,797	-	-	147,250	-	-
1kWh 当 たり (円)	9.11	-	-	7.93	-	-

発電事業の損益は下表のように安定しているが、今後は、設備の老朽化に伴う修繕費の増大が懸念される

財務状況の推移

(単位 百万円)

項 目		年 度		
		11	12	13
収 益 的 収 支	発電事業収益 (A)	1,501	1,415	1,415
	電力料	1,486	1,399	1,406
	営業雑収益	5	7	4
	受取利息	7	7	2
	基金収益	-	-	-
	その他	2	1	1
	発電事業費用 (B)	1,221	1,164	1,167
	人件費	190	185	203
	支払利息	329	303	281
	減価償却費	312	325	323
	修繕費	83	73	116
その他	305	278	242	
(A) - (B)		280	251	247
資 本 的 収 支	資本的収入 (C)	1	2	1
	共有施設分担金	-	-	-
	企業債	-	-	-
	国庫補助金	-	-	-
	その他	1	2	1
	資本的支出 (D)	796	486	399
	建設改良費	396	156	84
	建設準備費	3	1	1
	発電所建設費	-	-	-
	企業債償還金	396	328	313
	その他	-	-	-
(C) - (D)		795	483	398

(注) 人件費には、年金および児童手当を含む。

第4項 公共下水道事業

金沢市が事業主体となる公共下水道事業計画は、昭和37年に旧市街地を中心として策定された2,364ヘクタールの全体計画が始まりである。その後、都市計画決定による市街化区域の拡大に伴い、順次、全体計画を拡大し、平成13年11月には、浅野、西部、臨海、犀川左岸、湯涌の5処理区で9,750ヘクタールとしている。

排除方式	合流式	404	ヘクタール
	分流式	9,346	ヘクタール
終末処理場	城北水質管理センター	高級処理	11系列
		犀川以北の地区の汚水を処理	
	西部水質管理センター	高級処理	5系列
		犀川以南の地区の汚水を処理	
	臨海水質管理センター	高級処理	8系列
		犀川以北及び北陸自動車道より 日本海までの地区の汚水を処理	
	湯涌水質管理ステーション	高級処理	2系列
		湯涌地区の汚水を処理	

下表のH13年度下水道整備状況のとおり、平成13年度までに整備面積ベースで下水道整備計画の80%まで達成している。下水道普及率(排水区域内人口/行政区域内人口)でみると平成13年度で84.9%となっている。

H13年度下水道整備状況

区分	処理区名	事業計画				13年度末整備状況				備考
		処理人口	処理面積	処理場	ポンプ場	処理人口	整備面積	処理場	ポンプ場	
単独公共	浅野	人 147,000	ha 2,770	箇所 1	箇所 7	人 138,659	ha 2,564	箇所 1	箇所 7	S44年4月 供用開始
"	西部	143,000	2,264	1	2	128,678	2,026	1	2	S55年7月 供用開始
"	臨海	79,000	2,123	1	4	59,816	1,308	1	3	H6年10月 供用開始
"	森本丘陵	480	66	(1)	-	416	46	(1)	-	H6年12月 供用開始
小計		369,480	7,223	3	13	327,569	5,944	3	12	
流域関連公共	犀川左岸	52,700	1,187	-	2	45,372	837	-	-	H6年12月 供用開始

単 独 特 環	湯 涌	1,830	25	1	-	695	22	1	-	H13年4月 供用開始
合 計		424,010	8,435	4	15	373,636	6,803	4	12	

また公共下水道事業の特徴としては、この事業が一般会計からの多額の負担金収入で成り立っている(平成13年度において損益収支区分で、7,459百万円、資本収支区分で887百万円 総計8,346百万円)こと及び事業費用のうち減価償却費及び支払利息が事業費用全体の75%を占めていることがあげられる。

公共下水道事業は雨水と汚水に分かれるが、事業費としては雨水11.5%汚水88.5%となっており、下水道使用料の基となっている汚水処理原価に占める減価償却費及び支払利息の割合も76.8%となっていることがあげられる。

財務状況 (単位 百万円)

項目		年度		
		11	12	13
収 益 的 収 支	事業収益(A)	13,756	14,176	13,956
	営業収益	8,088	8,267	8,016
	(下水道使用料)	(6,088)	(6,238)	(6,311)
	営業外収益	5,553	5,858	5,940
	その他	113	50	-
	事業費用(B)	13,459	14,166	13,733
	人件費	558	535	443
	支払利息	6,286	6,325	6,208
	減価償却費	3,521	3,914	4,099
	動力費	274	296	298
	修繕費	806	937	695
	薬品費	115	109	106
	委託料	1,145	1,234	801
その他	750	813	1,078	
(A) - (B)	296	10	223	

資 本 的 収 支	資本的収入（C）	22,199	17,474	19,208
	企業債	13,185	9,923	10,903
	他会計負担金	178	671	887
	国庫補助金	6,427	5,589	6,206
	工事負担金	2,014	966	956
	その他	394	323	254
	資本的支出（D）	26,812	21,740	24,129
	建設改良費	22,832	17,073	18,951
	企業債償還金	3,735	4,377	4,932
	その他	244	289	246
	（C） - （D）	4,613	4,266	4,921

雨水及び汚水事業損益(推定)

(単位 百万円)

損益収支	H13 決算 数値	修正	組替後	雨水	汚水
		雨水 利息			
(営業収益)					
下水道使用料	6,312		6,312		6,312
他会計負担金	1,592	-600	993	993	
その他営業収益	112		112		112
(営業費用)					
うち減価償却費	4,099		4,099	400	3,699
営業費用計	7,466		7,466	1,006	6,460
(営業利益)	550		-50	-14	-36
(営業外収益)					
受取利息	2		2		2
補助金	20		20		
他会計負担金	5,867	600	6,467	600	6,167
雑収益	51		51		51
(営業外費用)					
営業外費用計	6,267		6,267	572	5,695
(経常利益)	223		223	14	189

第2節 全事業共通の監査結果

第1項 退職給与引当金の不足

監査結果

4つの会計あわせて退職給与引当金の積立額が61億円(モデル推計値)不足となっている。主たる原因はこれまでの退職者の98%が勸奨・定年・死亡退職であるにもかかわらず、支給月数が低い自己都合退職ベースで退職給与引当金が引き当てられて来たことによる。

今後の期末在職者の要支給額増加分については、勸奨・定年・死亡による退職ベースによる予算計上(引当金繰入)を行い、これまでの不足額については、各会計の実情に応じ計画的な不足額の積み増しが必要となる。

内 容

4つの会計の平成13年度末の退職給与引当金残高の自己都合期末要支給額に対する引当率は、下表のようになっている。

(単位 千円)

会計区分	退職給与引当金残高	期末要支給額	引当率(%)
ガス	138,624	2,158,513	6.4
水道	644,523	2,083,882	30.9
発電	12,814	244,237	5.2
下水道	702,143	1,230,501	57.1

平成13年度より企業局に引き継がれた公共下水道会計は不足率42.9%であるが、もともと企業局の事業であったガス事業会計では93.4%、水道会計では69.1%、発電では94.8%不足している。

退職給与金は原則的に当該年度末と前年度末の自己都合要支給額の差を予算化する。実際支払時には、支払額を退職給与金として費用処理するが、実績額が予算額を超えた場合は超えた部分を退職給与引当金から取崩している。反対に実績額が予算額に満たなかった時は、余った部分を退職給与引当金に繰り入れる。要するに、企業会計における引当金の考え方とはまったく異なり、予算との差額の調整科目として引当金勘定を利用している。

このような方法の理論的妥当性はともかくとして、実務的には現在企業局が採用している方法でも、期末要支給額から大きくかけ離れた引当金残高にはならないはずにもかかわらず、大幅な引当不足になっ

ている。

それは平成元年から平成 13 年までの退職者の退職原因が自己都合によるものが全体の 2%にすぎないにもかかわらず、毎年度の退職給与引当金の予算計上においては自己都合による要支給額を計算根拠にし、実際支給額はほとんどが定年・勸奨・死亡を原因とする退職金を支給することにある。この自己都合による要支給額を計算根拠にしているのは、金沢市の退職の制度が国に準じて定年がなく自己都合での退職しかなかった頃の考え方の名残であり、現状に合わせた引当が行なわれる必要がある。

退職者の退職原因別割合

退職原因	人数	割合 (%)
勸奨、定年退職	233	94
死亡退職	9	4
自己都合退職	6	2
計	248	100

退職給与引当金の積立不足はこの予算引当のベース(自己都合を起因とする)と実際の支給ベース(勸奨・定年・死亡を起因とする)の差額が最も大きい。

それ以外にも、予算では退職時の給与を基にした支給額をベースとしているのに対し実際支給は「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第 37 条の 2 に基づいて特別昇給後の支給額をベースに算出される。また、「金沢市職員退職手当支給条例」第 4 条の 2 に基づいて、定年前 10 年以内の勸奨退職については 1 年につき 2 %増の支給率となるが、予算ではその調整が行われていない。

このような要因の累積によって、結果的に退職給与引当金が大幅に不足となっている。それは、単なる引当の不足の問題にとどまらず、原価が適正に計算されていなかったことを意味し望ましいことではない。

それは、発電会計の経済産業省の局長通知への対応によっても明らかである。発電会計では過去、経済産業省の局長通知によって、退職給与金の原価算入は人件費の 15 %以内に限られていた。平成 12 年度末に、この通知が撤廃になったが、「退職給与金の原価算入額については、売り先である北陸電力との交渉で決まるため、急に大幅増とすることは難しく、企業局としては徐々にふやしていく方向で要求する」とのことであるが、原価の計算に当たっては退職給与引当金も含め、適正に計算された原価に基づいなければならぬし、北陸電力との間の売電単価交渉もその適正に計算された単価に基づいて

なされなければならない。

次に現在のままの退職給与引当金の計上方法で、今後財政上与える影響を試算した。

一番早く影響が現れるのは、ガス事業会計であり、平成 18 年度に積立不足どころか、実際の退職金支給に要する積立金が足りず他の資金を流用せざるを得なくなる。

退職給与引当金の今後の残高予測 (単位 千円)

年度	ガ ス		
H 1 3	138,624	H 2 0	-156,256
H 1 4	103,132	H 2 1	-240,810
H 1 5	115,708	H 2 2	-187,690
H 1 6	83,167	H 2 3	-138,920
H 1 7	75,353	H 2 4	-82,381
H 1 8	-17,308	H 2 5	-81,542
H 1 9	-103,965		

注) 予算額を平成元年から平成 15 年までの平均とし、実際支給額はシミュレーションにより実際支払額を算出した場合の試算である。

以上の点から考えて、退職給与引当金の各年度の引当を自己都合ベースから勧奨・定年・死亡による退職ベースに変更することが必要である。その場合の引当不足は下表のようになる。

(単位 千円)

会計区分	退職給与引当金残高	自己都合による 期末要支給額	モデル推計	
			勧奨・定年・死亡 による退職ベース	引当不足額
ガス	138,624	2,158,513	2,870,822	2,732,198
水道	644,523	2,083,882	2,771,564	2,127,041
発電	12,814	244,237	324,835	312,020
下水道	702,143	1,230,501	1,636,567	934,423
計	1,498,106	5,717,133	7,603,789	6,105,683

(注) モデル推計は、企業局在籍者が最も多い勤続 31 年を例にとって推計したものである。

今後の期末在職者の要支給額増加分については、勧奨・定年・死亡による退職ベースによる予算計上(引当金繰入)を行い、これまでの不足額については、各会計の実情に応じ計画的な不足額の積み増しが必

要となる。

第2項 総係費(間接費)

監査結果

企業局においては、間接部門(企業総務課等)の間接経費のうち、新規の建設とは全く関係のない費用が、固定資産の取得原価に算入されている。

	取得原価に含めること ができない費用(H13年度)
ガス事業会計	9,460千円
水道事業会計	9,592千円
下水道事業会計	140,065千円

これらは本来損益収支上で、費用処理されるべきものである。またその分、原価計算上のコストが低く計算されている。

内 容

自家製作(建設)による固定資産の取得原価の基本的な考え方について、地方公営企業と民間企業の差はなく、建設に要した原価は直接費、間接費を問わずすべて取得原価に算入することが原則であり間接費であっても、建設に要する費用は固定資産に算入できるものであるが、企業局においては、間接部門の費用のうち、新規の建設とは全く関係のない費用まで、取得原価に算入している。これらは本来損益収支の上で、費用処理されるべきものである。

ガス事業及び水道事業の平成13年度の内訳簿(会計帳簿)より、固定資産の取得原価に算入すべきではないと思われるものを抽出したところ、ガス事業会計において経営戦略室1名分の人件費ほかで9,460千円、水道事業会計において営業開発課1名分の人件費ほかで9,592千円であった。

(単位 千円)

科 目	ガス事業会計	水道事業会計
給料	4,712	4,947
手当等	3,381	3,140
法定福利費	1,257	1,313
厚生福利費	48	44
修繕費	0	96

備消耗品費	60	46
通信費	0	3
合計	9,460	9,592

公共下水道会計においても同様で、その額は平成 13 年度で約 140 百万円になる。内訳は以下の通り。

(単位 千円)

科 目	金 額
給料	36,083
手当	31,230
法定福利費	9,781
厚生福利費	313
賃借料	266
保険料	50
修繕費	1,325
光熱水費	5,728
燃料費	4
備消品費	1,963
印刷製本費	665
通信費	1,655
委託料	6,860
報償費	42,917
旅費交通費	156
研修費	1,063
合 計	140,065

公共下水道事業においては毎期多額の拡張投資が行われ、郊外地域の下水道整備が行われている。平成 13 年度の決算においては、本業の収入が 63 億円に対し、拡張投資に対する支出が 189 億円という状況である。そのため、支出が固定資産の取得原価となるものかあるいはその期の費用となるものかの判断基準によって損益状況が大きく変動することになる。上記の金額は明らかに固定資産の取得原価を構成しないものである。

第 3 項 料金収入の貸倒と供給停止措置

監査結果

企業局は、ガス、水道および公共下水道料金をまとめて徴収してい

るが、料金滞納利用者に対する3つの料金の中で最も緩い供給停止措置に関する条例(金沢市ガス供給条例第16条1項1号)にも準拠していない面がある。その結果平成9年分から12年分のガス、水道、公共下水道料金の未徴収額は、81,000千円にも達している。そのうちかなりの部分がこれまでの経緯からすれば、平成14年度以降時効に伴う貸倒処理をすることになる。早急に改善すべきものである。

内 容

平成13年度の企業局の会計別決算書によれば、ガス、水道及び下水道の3つの会計で以下のような貸倒れ損失が発生している。

ガス会計

営業費用 供給販売費として、平成8年度発生分の未徴収額2,690千円を計上している。

水道会計

営業外費用 貸倒償却として、平成8年度発生分の5,381千円を計上している

公共下水道会計

営業外費用 貸倒償却として、平成8年度発生分の2,157千円を計上している

これらすべては地方自治法236条第1項の時効処理に基づく、未収入金に対する請求権の消滅の現れとしての貸倒れ処理である。この貸倒れに関して会計処理と貸倒れを防ぐ供給停止措置に以下の問題がある。

貸倒れ損失は地方自治法に基づく時効処理方式を採用して、5年間の時効到来年度に時効到来金額を計上しているため、将来の貸倒れ損失金額は合理的に見積もることができる。平成13年度末の未収入金の年齢調べによれば、今後の合理的に見積もることができる貸倒れ金額は下記の表のとおりである。

貸倒れ損失計上額 (単位 千円)

	実績	予測	予測	予測	予測
徴収年度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2
時効到来による 損失計上年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7

ガス	2,690	3,999	3,498	6,041	6,567
水道	5,381	6,365	7,199	11,122	10,057
下水道	2,157	3,965	5,963	7,277	9,141
合計	10,230	14,331	16,661	24,441	25,766

上記の表からも明らかなように、貸倒による時効処理額は今後年々増える傾向にあると考えられ、供給停止は重要な問題であると考えます。また供給停止措置が不可能な公共下水道料金の滞納の額も増え続けているが、直接的な抑制策はなく、ガス水道の供給停止措置は、公共下水道料金の滞納を心理的に抑制するものとして期待される。

ところが、支払期限日を経過し督促しても料金の支払をしない利用者に対して供給停止措置が条例で可能となっているにもかかわらず、別途の要綱でマニュアルを作成し供給停止予告書により供給停止を執行しているが、そのタイミングはもっとも緩やかなガスの条例からしても、遅きに失している。

金沢市ガス供給条例によれば、「使用者は料金を支払義務発生の日の翌日から起算して50日以内に支払わなければならない。」(19条)また「支払期限日を経過し督促しても料金の支払がない場合にはガスの供給を停止することができる」(16条)と規定されているにもかかわらず、その時期に実際に現地で供給停止作業に入ることはない。

企業局の作成している料金徴収日程表、及び供給停止に至るまでの作業処理手順では納入通知書発送後納期限遅れのあるものに対しては、まず督促状が発行され、それでも支払わないものに対しては、次に催告状が発行される。催告状の納入期限を過ぎても支払わない者に対しては、最終催告状が発行されるが、最終催告状の納入期限日は納入通知書の発行の日が発生した支払義務発生の日から3ヶ月以上経過しており、条例に規定する50日以内の支払期限日は過ぎている。すなわち16条に規定するいつでも供給停止できる支払期限日(督促状納期限日)からは約2ヶ月弱も経過している。なおガスと水道では供給停止に関する条例内容が異なるが、納入通知書が一括記載となっており、ガスの支払期限のほうが長いから、ガスの条例を基準に考えているものである。

さらに最終催告状の納入期限を過ぎても支払わないものに対して始めて現地調査を開始し、供給停止予告投函、供給停止作業延期通知投函等の作業を続ける。すなわち供給停止通知を投函して入金のないものに対しても速やかに供給停止をしていない。つまり支払期限日を経過し督促しても料金の支払をしないものに対しては供給停止ができ

るにもかかわらず、すぐには供給停止をしていないのが実情である。

現況として年間1000件以上の支払遅延の常習者が発生している。これらの常習者の中には「供給停止通知」が投函されて初めて一部だけを入金に来る者もあり一部だけでも入金しておけば供給停止を免れるからである。

このような状態は早急に改善すべきである。

第3節 ガス事業

第1項 熱量変更

監査結果

熱量変更にかかわる費用を、繰延資産の開発費として平成13年度末に41億円計上し、その繰延資産の減価償却費を損益留保資金として、資本的支出の財源としているが、当該費用は、その性質から将来にわたって収益を生まない費用性資産であり、その償却によって資金が留保されることはない。ゆえに、それをもととして、建設改良費を支出するのは、妥当ではない。平成13年度において、実際は建設改良費の財源不足につき損益留保資金で賄おうとして賄いきれない資金不足が約13億円発生しているものと見られる。

(第3章監査の結果に添えて提出する意見第2節参照)

内 容

平成12年8月より、熱量変更作業が開始され、平成13年度地区約25,000件を6Cガスから13Aガスに転換を完了した。平成15年度終了予定の全計画に対する進捗率は約50%弱である。この熱量変更によって、直接ガス需要の拡大につながるわけではないが、第2章1節2項ガス事業の概要記載の通り必要不可欠なことである。ガス会計ではこの熱量変更にかかる費用を全額繰延資産の開発費に計上し、5年間で均等償却している。なお平成13年度繰延資産残高は、41億31百万円で平成10年度10億95百万円の3.7倍となっている。

試験研究費や開発費に関する新しい会計基準によれば、研究とは「新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求」であり、開発とは「新製品・サービス・生産方法についての計画もしくは設計または既存の製品等を著しく改良する為の計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること」として、研究開発費は、発生時に費用処理することとされた。しかし、熱量変更費用については、新会計基準の研究開発費に該当しない取り扱いとなったため、発生時の費用処理とせず、従前どおり繰延資産の開発費に計上している。

その根拠として、熱量変更費用は、「新たな技術若しくは新たな経

営組織の採用」(法人税法開発費の規定法人税法施行令第 14 条第 1 項第 5 号)に該当し、それが商法上の繰延資産に該当するからとしている。

このような考え方の背景としては、長期にわたる巨額な支出であること、資産性がない会計処理では、財源としての企業債が発行されないなど、政策的な配慮からのものと考えられるが、熱量変更費用を資産として見た場合、収益能力があって、資産の償却額に損益留保資金を生み出す能力があるかどうかは別問題である。

熱量変更費用には大きく分けて、供給者側の費用と、需要者側の費用がある。供給者側の費用としては、大きく LNG 製造設備への変更費用、ガスの供給区域の細分化及びセクターごとの転換費用がありこれらは、ガス事業会計の中で固定資産に計上されている。これら設備には、合理化効果があり、収入は生み出さないが、コストを削減できる可能性があり、当該固定資産の償却額は資金を生み出すと考えることができる。

一方需要者側の費用は、供給者側の都合で行なう需要家調査や需要者の機器交換等の費用を供給者側が全額負担するものであり、この費用を企業局のガス事業会計は熱量変更費用 開発費としている。ところが熱量変更事業によって、ガス料金の値上げができるだけでなく(料金計算上原価参入は可能ではある)、かえって高カロリー化は、消費量を減退させる可能性もある。また需要者の燃料としてのガス利用をつなぎとめる効果もない。

したがって需要者側にかかる熱量変更費用には市場の拡大や収益の拡大につながるものはなく、将来収益獲得能力の増加を生み出さないため、熱量変更費用を繰延資産に計上したとしても、その償却額には損益留保資金を生み出す能力はないと考えられる。

ゆえに、損益留保資金の計算上、熱量変更費用を費用の流出としてとらえ、資本収入不足の補填として使う留保資金残高を再計算すると、下表のごとく平成 13 年度において、実際は建設改良費につき資本費としての資金不足が約 13 億円発生し、事業資金(流動性資金)を流用する結果となっている。

損益留保資金計算の見直し (単位 千円)

損益収支	平成 12 年度		平成 13 年度	
	決算数値	損益留保 資金計算	決算数値	損益留保 資金計算
(営業収益)	6,210,384	6,210,384	6,454,180	6,454,180

(営業費用)	5,595,891	7,754,514	5,778,124	7,944,254
うち減価償却費	1,623,085	1,623,085	1,793,502	1,793,502
(営業利益)	614,493	-1,544,130	676,056	-1,490,074
(営業外収益)	53,093	53,093	53,167	53,167
(営業外費用)	1,052,351	612,860	1,411,449	646,325
支払利息ほか	612,860	612,860	646,325	646,325
繰延資産償却費	439,491		765,124	
(経常利益)	-384,765	-2,103,897	-682,226	-2,083,232
資本収支				
(資本的収入)	4,918,365	2,759,742	4,223,032	2,056,902
(資本的支出)	6,388,555	4,229,932	5,428,480	3,262,350
建設改良費	3,543,143	3,543,143	2,485,938	2,485,938
企業債償還金	686,789	686,789	776,412	776,412
その他 (熱量変更費)	2,158,623		2,166,130	
(収支差額)	-1,470,190	-1,470,190	-1,205,448	-1,205,448
補填財源				
損益勘定留保資金	1,677,811	-480,812	1,876,400	-289,730
その他	197,079	197,079	177,875	177,875
当年度留保金計	1,874,890	-283,733	2,054,275	-111,855
前年度繰越留保	1,585,968	1,585,968	1,990,668	0
次年度繰越留保	1,990,668	0	2,839,495	
補填不能の資金不足		167,955		1,317,303

第2項 玉銚エネルギーセンターの残余資産

監査結果

平成13年度金沢市ガス事業貸借対照表において有形固定資産として玉銚エネルギーセンターの休止設備が118,070千円計上されているが、当該資産は、天然ガスプラント運転開始に伴う港エネルギーセンターへの製造の全面的移管に伴い、従来の玉銚エネルギーセンターを廃止したことによる残余資産で、土地を除く休止設備合計95,248千円は、事実上取壊しを待つだけの資産で、当該金額に資産価値はない。

内 容

平成13年度金沢市ガス事業貸借対照表において有形固定資産として休止設備が償却未済高として118,070千円計上されているが、内訳は下記のとおり

(単位 千円)

土地	22,822
建物	171,305
構築物	51,469
機械及び装置	10,733
立木	9,860
減価償却累計額	148,120
合計	118,070

上記は天然ガスプラント運転開始に伴う港エネルギーセンターへの製造の全面的移管に伴い、従来の玉銚エネルギーセンターを廃止したことによるものである。

玉銚エネルギーセンターは平成13年8月末に操業を停止し、以降設備の解体撤去作業中である。したがって現状では将来再稼働の予定はなく、設備としての機能は全く有していない。

金沢市企業局は、平成13年度に玉銚エネルギーセンター除却損を99,709千円解体費49,780千円合計149,489千円を特別損失として計上するのみで、いまだ解体していないものについてはそのまま資産計上している。

しかし会計上は廃棄が決定しすでに投資額の回収が見込めない資産である以上、その時点でその事実を会計処理する必要がある。

すなわち休止固定資産とは、現在休止中の設備で、将来再使用の見込みが客観的にあり、かつ、設備としての機能を現に有している固定資産をいい、玉銚エネルギーセンターの残余資産の実態は、休止固定資産ではなく、解体売却待ち資産であり、土地以外に資産価値はない。

第3項 ガス切替立合い料

監査結果

平成11年6月に、公正取引委員会が「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」でガス事業者間の競争政策の観点から望ましくないと指摘しているガス切替立合い料については、いまだ完全撤廃に至っていない。

内 容

LPガスと都市ガスは、市民へのガス供給において相互補完関係にある。都市ガスの導管が伸びるにしたがってLPガスのシェアは後退する。市街地等は、都市ガスそれ以外はLPガスという事実上の棲み分けができています。都市ガスの導管が伸びてくれば、料金にかかわらず都市ガスが市民に選択される傾向にあるが、最近ではオール電化の住宅の増加によって、都市ガス業者も安泰ではない。また、都市ガスが普及しても導管工事の負担金をガス供給開始前に支払わなければならないLPガスから都市ガスに変更しないものもある。都市ガス供給区域の拡張やLPガスから都市ガスへの切り替えに伴う紛争については、国会請願に基づく閣議決定（S56/10）によって都市ガス業者からLPガス販売業者に対して事前通知を行ったり、両当事者間で話し合いを行なうこととされ、旧通産省からその旨の通知が出されている。

これによって都市ガス供給区域拡張に伴う事前通知が許可申請に際して都市ガス業者側からLPガス業者に対して行なわれている。さらにLPガスから都市ガスへの切替に伴う紛争については、両当事者間で話し合いを行うこととされているが、実際には都市ガス業者とLPガスの都道府県協会との間で協定が結ばれ、立会い費、器具確認委託費、保安協会金等の名目で3～5万円が支払われている。

これは、企業局からLPガスの都道府県協会に対して支払われる営業補償に近い解決金的性格のものである。したがって上記切替立会い料については、下記の問題点がある。

料金が消費者に転嫁される。企業局は、平成元年の料金改定まではこの切替立会い料を総括原価に算入していた。（但し平成8年の料金改定時には通産省の通知により総括原価へのガス切替立会い料は算入できなくなった。）

オール電化住宅との競争の時代にマッチせず規制緩和の流れに逆行するもの。

LPガス販売業界の悪しき慣行であった無償配管（下記の注記参照）のつけを都市ガス消費者に払わせようとするもので都市ガスの消費者はこれにより工事負担金（住宅敷地内の導管を敷設する為の費用及び道路に平行して導管を敷設する為の費用）の他に上記無償配管の一部も負担しなければならないことになる。

注）無償配管とは、LPガスの販売業者が、建売住宅やアパート等における配管を建築業者や不動産業者に対し無償で行なうことにより、住宅への入居者に対して継続的な取引を確保しようとする慣行を指す。無償配管は、建築業者にとっては、本来自らが負担すべき建築費用の一部を削減でき、一方LPガス販売業者にとっては、配管費用の負担を理由に配管の所有権を主張し、継続的な販売権が獲得できると考え

られてきたもの。無償配管を行なうには相当な資金が必要であり、このような無償配管に要した費用は、基本料金等に含めて回収しているのが実態であり、消費者は知らないうちにその費用を請求されており、それでも回収されなかった費用が切替立会料として都市ガス供給業者から徴収されていることになっている。

上記切替立会料については、「客離れに反発するLPガス業界の圧力に屈する形で始まった20数年来の慣行」であるとして新聞紙上でも取り上げられたことがあった。

総務庁がこの慣行を取り上げたのは平成5年8月の行政監察であるが、それ以降も金沢市企業局が払い続けた切替立会料は下表のとおりである。

切替立会料の推移

(単位 千円)

平成6年度	24,778	平成11年度	27,450
平成7年度	40,116	平成12年度	37,485
平成8年度	37,342	平成13年度	20,160
平成9年度	32,039	合計	250,907
	平成10年度	31,537	

なお平成11年6月には、公正取引委員会が「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」でガス事業者間の競争政策の観点から望ましくないと指摘している。

金沢市企業局は、平成13年4月1日のガス切替に関する覚書において、ようやく平成15年4月1日以降の切替完了分に対する「立会料」を1件につき0円としたが、「平成15年4月1日以降における切替に伴う保安確保の為の実費の経費の取扱いについては、協定書第5条による連絡協議会において協議する」として、未だ完全廃止には至っていない。

総務庁の是正勧告後、総括原価への切替立会料の算入はできなくなったが、そのぶん企業局のガス事業会計の採算は悪化している。このような慣行は、公益事業の信頼を損なうものであり、直ちに完全廃止するのが望ましい。

第4節 発電事業

第1項 建設準備金

監査結果

貸借対照表の有形固定資産の部に固定資産仮勘定として計上され

ている 184,539 千円のうち医王ダム分および新倉谷分 134,856 千円は、今後の投資見込みがない現状では、仮勘定的意味合いで資産に計上しておく意味はなくなったものであり、損失処理すべきである。

もともとの原因は、建設計画が地元の賛成を得られ、種々の環境要因や建設上の問題点等を完全に克服して、完全に実施可能となる前の調査費や地元対策費等を資産計上していたことにあり、これらの計画及び計画準備段階の費用を資産に計上する目的で仮勘定経理することは今後差し控えるべきである。

内 容

固定資産仮勘定として計上されている 184,539 千円はすべて建設準備勘定である。建設準備勘定とは、新たな発電所建設準備に支出した費用を計上しておく仮勘定である。現在は、辰巳ダム発電所、医王ダム発電所、新倉谷発電所の建設準備にかかる過去の支出が中心的なものである。支出行為自体はかなり以前のものであり、現在は実質的に計画が中断してしまっているが計画の中止が決定されたわけではないため、仮勘定としての建設準備勘定に長期間滞留させているものである。

建設準備勘定は、地方公営企業法施行規則の別表第 1 号に掲げられている勘定科目である。これは電気事業会計規則の別表第 1 の建設準備口に対応する科目である。当該規則によると建設準備口は建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額となっている。なお、電気事業法第 47 条に定める工事計画認可等の時点で建設仮勘定に振り替えられる。つまり、建設仮勘定の内訳科目と考えられる。

勘定内訳簿の査閲及び担当者への質問の結果、現在、建設準備勘定に計上されている金額の内訳は以下の通りである。

(単位 千円)

ダム	供用時期	取得時期	金額	振替	修正後金額	内容
辰巳	S 5 8	H4.3.31	20,040	18,171	38,212	ダム建設費負担金
	S 5 8	H4.3.31	275	249	525	ダム地元対策費負担金
	計		20,315	18,421	38,737	
医王	H 7	H7.12.7	74	0	74	医王ダム発電計画費
	H 7	H8.3.29	13,126	0	13,126	医王ダム発電計画流量

						観測業務委託
	計		13,200	0	13,200	
新倉谷	S 4 9	H4.3.31	13,865	3,636	17,501	倉谷計画調査
	S 6 2	H4.3.31	56,892	14,921	71,814	指導事業分担金
	S 6 3	H4.3.31	25,619	6,719	32,338	流量観測
			96,376	25,277	121,654	
共通	S 4 9	H4.3.31	49,595	-49,595	0	諸掛費用
	H 4	H4.10.6	2,850	5,896	8,746	新規発電開発検討委託
	H 7	H7.8.7	2,200	0	2,200	未開発地点最適化調査 資料作成業務委託
	計		54,645	-43,699	10,946	
合計			184,539	0	184,539	

注)表中で振替とあるのは、共通の区分に計上されていたものを内容別に各ダムに振分けた金額である。

医王ダム発電所は、現在ある医王ダムに発電設備を投資しようという計画である。これは採算ベースから考えても実現可能性はほとんどなく、平成8年以降勘定上の動きはなく、平成12年度以降は事業上の進捗もない。

新倉谷発電所は、犀川上流の2流から谷に水を引いてそこに発電設備を作ろうというものである。これは道路から作らなければならない計画であり、現在の環境保護重視の風潮の中ではその建設には慎重にならざるを得ず、また、平成4年度以降事業は進捗していない。

よって、この2件についての総額134,856千円については早急に損失処理すべきである。

もともとの原因は、建設計画が地元の賛成を得られ、種々の環境要因や建設上の問題点等を完全に克服して、実施可能となる前の調査費や地元対策費等を資産計上していたことにあり、これらの計画及び計画準備段階の費用を資産に計上する目的で仮勘定経理することは今後差し控えるべきである。

第2項 美術品購入(事業外固定資産) 監査結果

発電事業会計は、利益還元との名目で多額の美術品を購入している。当該支出に当たっては利益の処分をせずに、資本的支出の建設改良費として支出し、美術品は事業外固定資産として貸借対照表に計上していたのは適切とはいえない。

内 容

発電事業は毎年利益を計上しているが、その利益によって毎年多額の美術品を購入しており、平成 13 年度で通算の購入金額は 467 百万円にのぼり、事業外固定資産として貸借対照表に計上されている。美術品購入の履歴は以下の通りである。

(単位 千円)

年度	点数	購入総額 (税込)	年度利益
昭和 59	1	15,000	
平成 3	2	9,270	
4	0	0	
5	5	40,000	
6	1	19,000	
7	8	19,680	
8	2	16,180	
9	3	69,930	318,337
10	8	69,930	364,868
11	22	69,890	280,099
12	28	69,845	251,102
13	23	68,493	247,679
合計	103	467,218	

(注)平成9年以降に購入総額が増加しているのは、現在建設中の21世紀美術館の展示美術品を購入し始めたためである。

企業局では地域住民に直接電気を供給しているわけではなく、すべてを北陸電力に供給している。そのため、料金の値下げによって地域住民に直接利益還元を行うことが難しい。そこで、利益還元の手段として採用されたのが、美術品を購入しそれを地域住民が鑑賞できる市

立美術館等に展示する方法である。地元作家育成用として、昭和 59 年度から始まり、平成 9 年度以降は平成 14 年度にいたるまで 21 世紀美術館用として 298,408 千円の美術品を購入している。

利益還元の手法としての美術品購入の事例は、他県(群馬県、島根県等)でも行われているものであり、それ自体に問題はないが、金沢市企業局の発電会計からの美術品購入に問題がないかといえ、以下の点につき問題がある。

第一に利益還元といわれているが、発電事業会計の利益処分計算書によれば利益は毎年すべて別途に処分しているので、美術品購入に利益を使う余地はない。

第二に美術品購入費は「事業決算書(2)資本的収入及び支出」の支出の部の建設改良費の中に含まれているが、内容的に建設改良費に含めるべきものではない。

第三に美術品購入が資本的支出であるとした場合、財源は資本的収入ということになるが、その内訳は、借入金、補助金 減価償却に伴う資本の発電事業への再投資資金からなっており、それぞれがすべて用途が事業用に特定されている資本収入であり、本来事業外固定資産としての美術品を購入する資本的収入はない。

すなわち美術品購入費は「事業決算書(2)資本的収入及び支出」の資本的支出の部の建設改良費の中に含めて支出するのは、本来の資本収支のあり方から外れ、流動性資金を流用していることとなり、財務の健全性をも損ねている。

第 3 章 監査の結果に添える意見

第 1 節 料金滞納に関わる処置

監査意見

第 2 章第 2 節第 3 項 「料金収入の貸倒と供給停止措置」の監査結果に記載したように、ガス、水道、公共下水道料金の一括徴収に際しもっとも緩い供給停止措置に関する条例(金沢市ガス供給条例第 16 条 1 項 1 号)にも準拠していない面があることにつき、貸倒処理を減らし督促事務を簡素化し経費を削減するため、条例に沿った供給停止の本来のあり方を利用者に明示するとともに、企業局内部としては現行マニュアルを変更する必要があると思われる。

内 容

料金徴収作業にかかる督促等にも人件費や事務費はかかるものであり、それが又料金改定を通して消費者に跳ね返ってくるものであるとすれば、支払期限日に入金がなければ供給停止通知の後、一定期間

内に供給停止をする旨、利用者に明示するなどの措置は必要と思われる。

さらに現行マニュアルの料金徴収日程表における催告状及び最終催告状を変更し、供給停止措置に関する条例(金沢市ガス供給条例第16条1項1号)に準拠されていない面を克服する必要がある。督促状に定める納入期限日は納入通知書の発行の日の翌日から起算して50日目(支払期限日)とする支払期限日に入金のないものについては現地訪問後供給停止通知を投函し、すみやかに入金のないものに対しては供給を停止する等、現行マニュアルを簡素化するべきではなかろうか。

第2節 損益留保資金の資本的支出への補填

監査意見

企業局では、資本的支出の財源として資本的収入に足りない分を損益留保資金で賄っている。その損益留保資金の範囲として、固定資産の減価償却費、繰延資産の償却費および経常利益を考えている。この資金は、資本支出にも使われうるが将来の経常損失による資金不足への備えでもある。このような損益留保資金は、現実にキャッシュの裏づけが明確でなければならず、活用にあたっては以下の原則を守ることが長期的に健全な財務運営を可能にすると思われる。

会計処理としては繰延資産に経理しているものでも、その中で損益留保資金の範囲に含めるものは将来収益獲得能力がかなり高いものに限る。(現在の熱量変更による開発費は使えない)

前年度の損益留保資金を当年度の資本的支出の補填に使用し当年度の損益留保資金は使用しない。何故なら、当年度の損益留保は、当年度中にはいまだ不確実である。資本的収支の計画において、不確実な資金を使うべきではない。(様式上は使用可能となっているが、偶発的な損失の発生や収入の落ち込みもないとは言えずあくまでも利益は年度末まで不確実であり、当年度の減価償却に対応する留保資金が残るかどうかは未確定の状態である。結果的に使うことができたといった綱渡りの資金繰りは健全とはいえない。)

次年度に繰越す損益留保資金は、貸借対照表上も固定資産の部の預金として別管理する。

第3節 上水道第5次拡張投資の見直しと県水受水協定(水道事業)

監査意見

金沢市の水道普及率は98.8%に達し、拡張整備しても料金収入が増えるわけでもなく、残余の第5次拡張事業や今後の投資計画は実施

時期、必要性を見直すべきである。さらに低い施設稼働率の根底にある県水受水協定による責任受水量の見直しを、粘り強く求めていくべきと思われる。そのためには、夏場でのダムの渇水期も想定した上で、最大稼働率の目標や施設利用率の目標を再検討すべきであると思われる。

内 容

県水受水を主目的とする第5次拡張事業は昭和51年度から事業に着手し、これまで配水池の建設、配水本管の敷設、さらに自己水と県水の効率的運用および相互給水を図る配水管理システムの整備を行ってきた。配水本管の中心である四十万配水本管については平成17年度には完成予定であり、四十万配水本管敷設のために平成13年度までにすでに支出された、送水施設・配水施設等の投資総額(建設仮勘定残高を含む)は、約202億円に上る。

しかしながら第5次拡張事業計画(第2期変更)において、252,070 m³と予測していた1日平均配水量は平成13年度において、170,067 m³と67.5%程度にとどまり、自己水県水合わせた配水能力323,950 m³の52.5%(いわゆる施設利用率 全国平均70%)と低い水準になっている。

平成5年度第5次拡張事業計画(第2期変更)時の指標と実績

指 標	予測値	平成13年度 実績
給水人口	470,000 人	449,452 人
1日最大配水量	360,000 m ³	202,333 m ³
1日平均配水量	252,070 m ³	170,067 m ³

施設利用率等の指標

指 標	平成13年度	公 式	目 的
施設利用率	52.5%	1日平均配水量 / 1日配水能力	施設の効率性を 把握する
最大稼働率	62.5%	1日最大配水量 / 1日配水能力	施設の利用の適 切性を把握する
負荷率	84.1%	1日平均配水量 / 1日最大配水量	施設の利用度を 把握する
1日平均配水量	170,067 m ³		
1日最大配水量	202,333 m ³		
1日配水能力	323,950 m ³		

又施設の利用の適切性を把握する指標である最大稼働率を見ると平成 13 年度で 62.5%となっているが、平成 13 年度の 1 日最大配水量は平成 13 年 8 月に記録した 202,333 m³であり、これは、自己浄水場の 1 日あたり配水能力の範囲内に収まっている。

このような情勢下、金沢市企業局が作成している今後の損益収支計画は下表のとおりで、料金収入は、漸減傾向と見込んでおり、平成 17 年度以降再び累積欠損金が発生し平成 24 年度には 50 億円に達する見込みとなっている。

今後の損益収支計画 (単位 百万円)

年度	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	~	2 4
営業収益	10,697	10,296	10,234	10,171	10,109	10,047	9,985		9,739
減価償却費等	2,173	2,144	2,298	2,351	2,442	2,481	2,546		2,659
経常損益	19	-112	-333	-439	-573	-695	-749		-982
利益剰余金又は累積欠損金	555	443	110	-329	-902	-1,597	-2,346		-5,068

金沢市の水道普及率は平成 13 年度にすでに 98.8%に達しており、近年は省資源、省エネルギー型の企業経営や節水意識の浸透によって、これ以上の水道需要の伸びは期待できず、施設利用率は低迷するため、増え続ける減価償却費(平成 17 年度四十万配水本管の完成以降も増大)が水道事業の採算を悪化させるものである。

さらに平成 14 年度以降の建設改良費の計画(下表)において、山間地等上水道未普及地区に対する未普及地域解消、地震等災害対策投資あるいは、老朽管対策目的のものが公共性の観点から不可避であるとしても、その優先順位や実施速度を見直し、残余の第 5 次拡張事業費は、すでに配水本管が出来上がってしまっており、バイパス機能のために本管をつなぐだけとなっている地域(約 4 億円)を除いて、見直すべきである。

そして低い施設稼働率の根底にある県水受水協定による責任受水量の見直しを、粘り強く求めていくべきと思われる。そのためこれまでの歴史的経緯を踏まえ、夏場の渇水期にダムが枯渇する日数やどの程度のダムによる水不足が起こりうるのかを踏まえた上で、最大稼働率目標や施設利用率の目標を再検討すべきであると思われる。

建設改良費の計画

(単位 百万円)

年 度	14	15	16	17	18
建設改良費	4,595	3,970	3,354	3,474	2,627
(内訳)					
未普及地域解消	488	393	316	487	172
区画整理地内敷設	130	212	344	290	172
第5次拡張費	2,239	973	238	360	42
その他(老朽管対策他)	1,738	2,392	2,456	2,337	2,241

第4節 下水道拡張投資の抑制(公共下水道事業)

監査意見

現在の下水道整備計画を基とする長期計画(損益収支)では、平成14年度は経常損益段階で赤字が予測されており、平成15年度からは営業損益段階で赤字となる予測となっている。その後毎年赤字幅は拡大する(経常損益ベースで平成14年度赤字198,802千円～平成24年度赤字2,637,973千円)。

目標年次平成27年までの下水道整備計画の執行に当たっては現在の財政状態を反映し、地方公営企業法第3条の経済性と公共性を両立させた損益収支および投資の執行を検討されたい。

内 容

公共下水道事業は平成13年度の下水道使用料収入63億円に対し、固定資産のうち主となる管渠等の構築物の貸借対照表計上額が2,148億円(下水道使用料収入の34年分)と巨額になっている。さらに、平成13年度において資本的支出として建設改良費189億円が拡張投資に向けられていて、明らかに料金収入と資産規模、投資規模がかけ離れている。

下水道はその必要とされる設備の大規模性により、もし独立採算を要求すれば並外れた高額の料金が徴収されることとなり、その公共性の強さから多額の国庫負担により整備事業が進められている。金沢市においても急ピッチに下水道整備が進められ平成13年度末には普及率が84.9%とかなりの線まできている。そもそも下水道事業の経営を圧迫しているのは、過去の多額の投資の償却負担と企業債の利子である。これを料金収入で解決しようとするれば、普及率が横ばいである以上、料金への転嫁なくして解決策はない。すなわち、その公共性ゆえに続けてきた投資によって、料金収入とかけ離れた資産規模となっている現在、これからの投資規模と速度によって、下水道事業の経営状況は大きく変わるものと思われる。

さらに下水道整備単位面積あたりの公共下水道処理人口の増加は年々減少しており、ピーク時(昭和 52～56 年)の 5 年間には 1 ヘクタール当たり 76 人の人口増加があったが、平成 14 年以降の推計では 28 人とピーク時の 36%にまで激減している。平成 13 年度までの 5 年間と比べても 66%に減少する。今後整備面積の拡大によっても下水道料金の大きな伸びは期待できないと思われる。

現実に平成 14 年以降 5 年間の平均料金収入は平成 13 年以前の 5 年平均値に比べ 11%の増加が見込まれているが、一方減価償却費は、平成 13 年度までの 5 年間に比べ平成 14 年度以降の 5 年間は 42%の増加となる。

収入と資産規模のバランスのひずみが現実となってくる結果、長期計画では、平成 14 年度は経常損益段階で赤字が予測されており、平成 15 年度からは営業損益段階で赤字となる予測となっている。その後毎年赤字幅は拡大する(経常損益ベースで平成 14 年度赤字 198,802 千円～平成 24 年度赤字 2,637,973 千円)。

これまでの下水道事業においては、企業債の発行を手段とした下水道整備が優先され、地方公営企業としての独立採算の原則の上に立った運営は今一步と思われる。

目標年次平成 27 年までの下水道整備計画の執行に当たっては現在の財政状態を反映し、地方公営企業法第 3 条の経済性と公共性を両立させた損益収支および投資の執行を検討されたい。

拡張整備の効率性

(単位 百万円)

指標	昭和 52 年	昭和 53 年	昭和 54 年	昭和 55 年	昭和 56 年	平均
整備面積(ha)	172	170	170	200	200	182
増加処理人口	14,405	14,565	16,110	10,045	13,382	13,701
同上 1ha あたり	84	86	95	50	67	76
指標	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平均
整備面積(ha)	312	249	252	209	306	266
増加処理人口	13,585	5,687	12,176	11,826	12,540	11,163
同上 1ha あたり	44	23	48	57	41	42
料金収入	5,093	5,954	6,088	6,238	6,311	5,937
減価償却費	3,146	3,329	3,534	3,932	4,099	3,608
指標	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平均

整備面積 (ha)	190	190	190	180	180	186
増加処理人口	6,464	4,300	5,000	5,000	5,000	5,153
同上 1ha あたり	34	23	26	28	28	28
料金収入	6,422	6,533	6,619	6,706	6,792	6,614
減価償却費	4,489	4,787	5,142	5,462	5,849	5,145

(注) 14年以降の増加処理人口は推計値とした。

平成10年度より下水道料金改正となる

平成13年度の全整備面積1ヘクタール当たりの処理人口54人

第5節 利益責任体制

企業局は5つの事業を営み、予算および決算上は事業別に財務状況を把握しているが、全体の企画や戦略立案は、経営企画部経営戦略室で行ない、組織上管理上は機能別の組織運営を行なっている。

しかし企業局全体としての企画立案を事業別の長期計画に展開し、予算編成を行い、企画立案の意図をスムーズに実現していくためには、予算の執行上、事業の特徴に応じ種々の目標を立て実行し、事業利益に責任を持ち、効率のよい投資を行なっていく事業別組織の概念を組み込み、事業別目標と成果をはっきりさせる体制を作っていくことが望まれる。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上